

平成27年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成27年3月9日）

議事日程（第2号）	43
日程第1 一般質問	45
1. 稲石 義一 議員	45
2. 谷口 重和 議員	66
3. 垣内 秋弘 議員	72
4. 今西 久美子 議員	78
5. 山内 実貴子 議員	90
6. 上林 昌三 議員	93
7. 原田 周一 議員	97
8. 青山 美義 議員	101
9. 内田 文夫 議員	104
10. 安本 修 議員	109

平成27年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年3月9日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 稲石義一 議員
2. 谷口重和 議員
3. 垣内秋弘 議員
4. 今西久美子 議員
5. 山内実貴子 議員
6. 上林昌三 議員
7. 原田周一 議員
8. 青山美義 議員
9. 内田文夫 議員
10. 安本 修 議員

1. 出席議員

議長	12番	田中 修	議員
副議長	1番	稲石 義一	議員
	2番	内田 文夫	議員
	3番	山内 実貴子	議員
	4番	安本 修	議員
	5番	今西 久美子	議員
	6番	青山 美義	議員
	7番	垣内 秋弘	議員
	8番	奥村 房雄	議員
	9番	原田 周一	議員
	10番	上林 昌三	議員
	11番	谷口 重和	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西谷信夫君
副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
理事兼総務課長	山下康之君
理事兼企画・ 財政課財政課長	小西基成君
理事兼福祉課長	大江輝博君
理事兼建設・ 環境課建設課長	光嶋隆君
企画・財政課企画課長	奥谷明君
会計管理者兼 税務・会計課長	馬場浩君
戸籍・保険課長	長谷川みどり君
健康長寿課長	黒川剛君
建設・環境課環境課長	青山公紀君
産業振興課長	木原浩一君
上下水道課長	野田泰生君
教育次長	谷村富啓君
教育課長	清水清君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	久野村観光君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

なお、今議会におきましては、全ての議員が一問一答方式を選択されております。一問一答方式にあつては、質問事項1件ごとに行い、質疑は3回までとすることといたします。

また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。

1番、稲石義一君の質問を許します。稲石君。

○1番（稲石義一） それでは、3月定例会の一般質問を通告に従って行います。

1問目の平成27年度施政方針についてでございますが、まず、3月定例会開会日の冒頭に町長が述べられました施政方針の基本スタンス（考え方）についてお伺いいたします。

具体的な施策区分や体系並びに各事業の説明などは結構でございますので、基本的な考え方のみ簡潔明瞭にお答えください。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

議員各位の皆様におかれましては、本日、平成27年第1回町議会定例会におきまして一般質問ということで、公私何かとご多用のところご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

また、あす、あさってで、東日本大震災が発生いたしまして4年目を迎えようとしております。犠牲になられました多くの方々に心からご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様方に改めましてお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧・復興を願うところでございます。

本日は、10名の議員各位からご質問をいただくこととなっております。また、質問も大変多岐にわたっておりますので、できるだけ的確に、簡潔にご答弁を申し上げたいと思っておりますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま稲石副議長のご質問につきまして、私のほうからご答弁を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

施政方針の基本的な考え方についてでございますが、平成27年度の町政運営に臨みます私の所信の一端につきましては、さきの本議会開会時におきまして施政方針として述べさせていただいたところでございます。その内容と重複いたしますが、改めまして私の基本的な考え方を申し上げます。

我が国が長期の景気低迷と本格的な人口減少社会を迎え、また、全国各地はもとより、本町におきましても台風被害などの自然災害が多発する中、私は、この困難な時代を歩んでいく本町の進むべき方向性を見出し、平成35年度には新名神高速道路の開通が予定される中、将来に明るい展望の持てる活力と魅力ある宇治田原町づくりに心血を注いでまいったところでございます。

私は、みんなが力を合わせれば何事もなし得るという百万一心の言葉を町政推進の基本姿勢として常々使わせていただいておりますが、この実現のためには、地域の人たち同士のきずな、それを支える役場職員間のきずな、そして地域の人たちと役場職員とのきずな、この3つのきずなをしっかりと結び合って、町内外の方から「好きやねん、うじたわら」と言っただけのまちづくりに努めておるところでございます。この信念は今後も不変であり、私の選挙公約である「未来に希望と責任」、「くらしに安心安全」、「行政に信頼と真心」という3つのまちづくりの基本的な視点に立ちまして、引き続き山田京都府政との協調を深める中、地域創生への積極的な取り組みをはじめ、宇治田原町の発展に向けた諸施策の推進に全力で臨んでまいる所存ですので、議員各位並びに住民の皆様方の一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 平成27年度の町政運営に臨むに当たっての町長の所信を伺いました。百万一心と3つのきずなに込められました町政への強い信念については理解いたしました。みんなが力を合わせてまちをよくしよう、「好きやねん、うじたわら」と言っただけのまちづくりに努めるとも述べられました。これらについては、私たち議会も同じ気持ちで町政にかかわらせていただいております。行政と議会が同じ方向に向かって切磋琢磨していくことは、地方自治の姿としては望ましいものでございます。

そこで、施政方針に係る2つ目の質問でございますが、先般、京都府が府内にお住ま

いの20歳から44歳の男女を対象に調査されました少子化実態調査の中間報告が発表されました。これによる定住意向の調査結果では、「本町に住んでいたい」と答えたのは、男性が40.5%、女性が29.4%、また、「本町から移りたい」と答えたのは、男性が22.6%、女性が41.3%でございました。これを見て、町長はどのようにお感じになったのかお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 少子化の要因などを探ることを目的として、結婚や子育て世代である府内の20歳から44歳の男女に対して、京都府と府内市町村が共同で昨年10月に実施しました少子化実態調査につきましては、議員ご指摘のと通りの結果となったところでございます。

その結果を見る中で、本町では近隣市町と比較して、男女とも若い方々の定住意向が低く、特に女性では41.3%の方が他の市町村に移りたいという事実は、非常に残念であり、憂慮すべきことであると感じずにはられません。

その理由としては、通勤・通学の便などが影響しているのではないかと考えるところですが、若い方々に住み続けていただくことは、将来の町の発展や活力という面からも非常に重要なことであり、今後のまちづくりを進める上で特に重点的に取り組んでいかなければならない項目であると考えております。

折しも、本町におきましては、現在、第5次まちづくり総合計画の策定を進めているところであり、また、国が要請する地方版総合戦略も策定してまいりますことから、これらの中で若い方々の定住化や少子化対策につながるような具体的な施策立案を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 京都府の少子化実態調査における本町の定住意向結果は、惨たんたるものであり、これまで本町が行ってきた少子化対策及び人口減少対策が実効性の低いものであったと言わざるを得ません。特に女性の定住意向が極端に低いことは、将来の本町の人口ビジョンにとって非常に大きなマイナス要因となるものと危惧するものがあります。通勤・通学の不便だけが影響している、このように単純にその理由を限定するのではなく、若い女性にとって何が住みにくいまちとしているのか、根本のところをしっかりと把握、分析し、その対策を的確に迅速に講じることが重要だと考えます。

少子化対策への適正な施策展開による人口減少の克服は待ったなしの状態でございます。

して、自治体の存亡をかけた戦いであると言っても言い過ぎではないでしょう。当局におかれましては、そのことは十二分に認識されているところでございますため、次年度における第5次まちづくり総合計画及び地方版総合戦略の策定においては、町の英知を結集し、万全の体制のもと臨んでいただきたく求めておきます。

次に、公約の実現と西谷カラーについてお伺いいたします。

町長の選挙時の公約は、1つには「未来に希望と責任」、2つには「暮らしに安心安全」、3つには「行政に信頼と真心」の3つでございました。その中で、今回、私が質問したいのは、1つ目の「未来に希望と責任」の項目で掲げられました「誰もが幸せを実感できるまちをめざします」、この辺について本町のお住まいの高齢者、障がい者、子ども及び子育て世代のそれぞれが、幸せを実感できるようなまちにするためにどのような施策が新年度の予算に盛り込まれたのかお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

私が、住民の皆様にお約束をさせていただきました3つの公約の柱のうちの一つ、「未来に希望と責任」の中の「誰もが幸せを実感できるまちをめざします」に関しまして、予算に反映させていただいた諸施策の内容をご説明申し上げます。

本町では、平成26年度において、子ども・子育て支援事業計画、高齢者介護・福祉計画、障がい福祉計画のそれぞれの計画の策定を行っており、この過程において検討した結果や住民ニーズ、将来展望等をしっかりと踏まえる中で、宇治田原町に暮らす住民の皆様誰もが、健康的に、また生きがいを持って生活を送っていただけるよう、また未来を担う子どもたちの健全育成に資する施策の充実、幸せを実感できる健康・福祉サービスの充実を図る視点に立って、平成26年度3月補正予算とあわせて積極的な予算編成を行ったところでございます。

具体的な施策について申しますと、まず、子育て支援に関しましては、子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てる環境づくりを推し進めるため、町独自の取り組みとして、町内の私立幼稚園に通園する幼児に対する補助金をさらに拡充し、町内幼稚園への進学という選択への動機づけを後押しいたしますほか、町立保育所の保育料について、第3子以降の無料化対象範囲を18歳未満までに拡充するとともに、多子家庭における第1子、第2子への軽減を新たに実施してまいります。

さらに、町立保育所において、クラス担任の正職員に加え、新たにクラス専任の月額制の臨時雇用保育士を採用し、副担任として配置を進めることで、さらなる保育の質の

向上と責任ある保育体制の確立を図ってまいります。

子育て支援センターには、新たに専任職員を配置して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる利用者への情報提供や相談、支援を行ってまいります。

また、高校生の通学補助につきましては、通学定期により通学されている場合の補助率を拡充し、子どもが安心して教育を受けられるよう、保護者の経済的負担をさらに軽減してまいります。

次に、高齢者支援につきましては、徘徊のおそれがある高齢者の方々を地域全体で支えるため、住民をはじめ町内事業者など幅広い方々にご参加をいただき、徘徊と思われる事例が発生した際に、早期発見と安全確保につなげられるよう、地域が一体となった見守りネットワークを新たに構築してまいりますほか、介護保険制度の改正に対応し、今後の地域支援事業の担い手を育成・確保するために、介護職員初任者研修に係る費用の助成にも新規に取り組んでまいります。

障がいのある方々への支援に関しましては、各種障がい福祉サービスを提供する町内事業者への支援を新たに行いますとともに、引き続きコミュニケーション支援や移動支援などの地域生活支援事業を推進しながら、障がいのある方々が住みなれたこの宇治田原で自立した生活を送っていただけるよう努めてまいります。

以上が、私が公約に掲げる「未来に希望と責任」の中の「誰もが幸せを実感できるまちをめざします」を実現するために取り組んでまいります平成27年度の主な施策でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 町長の公約一つでございます「未来に希望と責任」の項目の中の「誰もが幸せを実感できるまち」についてご答弁いただきました。

本年度には、子ども、高齢者、障がい者にかかわる3つの分野別の基本計画が策定されます。その策定の過程で検討されました多岐にわたるさまざまな施策について、すなわち住民の誰もが健康で生きがいのある生活が送れるように、また、幸せを実感できる保健・福祉サービスの充実に向けた諸事業を本年度の3月補正予算とあわせて当初予算に盛り込んでいただいたものと、当該計画の策定に参画いたしました者として評価いたします次第でございます。

次に、公約に関する2問目の質問でございますが、平成27年度は西谷町長にとって任期折り返しの年度であり、その予算は大変重要なものと考えられます。

そこで、当初予算の中で、住民の目に見える形での目玉事業、いわゆる西谷カラーがあらわれている事業は何なのか、お伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答えを申し上げます。

施政方針の冒頭にも申し上げましたように、私の町長任期の折り返しを迎える中で、平成27年度予算の編成に当たりまして、各般にわたる諸施策の中でも特に子育て支援、宇治田原山手線の整備促進、そして暮らしの安心・安全につながる施策につきまして、思いを強くする中で臨ませていただいたところでございます。

具体的には、まず子育て支援に関してでございますが、子どもは社会の宝と申しますように、子育てを支えることは、将来の活力ある社会の担い手を育成するとともに、宇治田原の持続的な発展にもつながるものと認識しておりますことから、先ほどのご答弁でも申し上げましたとおり、未来を担う子どもたちの健全育成に資する施策について、子育て世代の経済的負担を軽減する取り組みにつきまして、特に重点的に事業拡充を図ったところでございます。

また、宇治田原山手線の整備促進に関しましては、本町の今後の発展の鍵となる新名神高速道路の開通を見据えた周辺道路、特に都市計画道路宇治田原山手線を都市基盤整備の一丁目一番地と位置づけ、住民会議の取り組みと一体となって推し進める所存でございます。

また、暮らしの安心・安全に関しましては、地域防災計画及び防災マップの改定をはじめとする地域防災対策事業に取り組みます。

さらに、まちの安心・安全の重要な担い手であります消防団の活動につきまして、多機能型消防車両及び小型ポンプとともに、救助・救急のための資機材を整備し、消防力の充実・強化を図ってまいります。また、消防団員の装備についても、国の新基準に照らし、視認性を向上させた新デザインの活動服に更新するとともに、新たに安全靴の整備を行うなど、活動時の安全確保の視点から団員の装備充実を図るほか、団員報酬及び出動手当の引き上げも行い、地域防災力のかなめとして欠くことのできない消防団員の処遇改善にも努めてまいります。

以上が、特に私が重要施策として位置づけるものであり、あえて申し上げるなら、これが西谷カラーと言えるのではないかと考えますが、全般的には施政方針でも申し上げましたとおり、6つの重点施策に基づき、議会の皆様とも相談を申し上げます中で、諸事業の推進・実現を図ってまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いを申し

上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 町長の任期折り返しの予算と西谷カラーについてご答弁をいただきました。

1つには子育て支援、2つには山手線整備促進、3つには暮らしの安心・安全、この3つを最重要施策と位置づけて予算編成において意を用いたとのことでございます。そして、あえて言えば、この3つの重点施策が西谷カラーと言えるのではないかと述べられました。

地方版総合戦略の大きな柱でございます人口減少の克服について、地域の実情に即し、若い世代が結婚・出産・子育てをしやすい地域づくりに向けた環境整備の取り組みを推進することが喫緊の課題とされていることから、子育て支援の充実、強化は、まさに時宜を得た施策であると考えます。大いに頑張っていたきたいと存じます。

また、山手線整備促進に関しましては、12月の私の一般質問に対しまして、政治生命をかけるのかたい決意を述べられましたので、しばらくはその動向を見守ってまいりたく存じます。

3つ目の暮らしの安心・安全に関しましては、消防団への装備充実、処遇改善をはじめ、各般にわたってきめ細かく予算配分がなされておりますので、高い評価をいたしたいと存じます。

なお、地域防災計画及び防災マップの改定に当たっては、地域の実情に見合ったものとなりますよう強く求めておきます。

以上で、施政方針に関しての質問は終わります。

次に、2問目の平成27年度の組織・機構についてお伺いいたします。

まず、理事制度の評価についてでございますが、平成26年度に新設されました理事制度については、所管の常任委員会において指摘させていただきましたように、決裁権を持たない理事が組織横断的な調整機能を果たすことができるのかどうか、私には疑問であります。

そこで、この1年間を振り返り、理事制度の成果等評価についてお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、理事制度の評価についてご答弁申し上げます。

平成26年度に設置いたしました理事については、部門ごとに理事を配置し、各課の

連携はもとより、幅広く行政需要対応が図れるように体制強化を図ってきたところでございます。

そうした中で、理事制度の成果等の評価については、毎年実施しております各課組織のヒアリングの実施及び日常からの対応等々に事情聴取するなど取り組んでまいったところではございます。

その結果、前年と比べると今までと違い、各課間の連携はもとより、事務事業の推進に欠かせない相談、職員間のきずな等々、大きく組織力が高められたと認識しているところでございます。

しかし、議員がご指摘いただきました理事の決裁権につきましては有しておりませんため、課と課との横断的な機能を果たすことは可能ですが、各課の事務事業の推進執行権までについてはできていないところであり、あくまでも相談役といったところでございます。

そうした検証及びこれまでからのご指摘いただいたことを踏まえ、平成27年度について決裁権を持つ理事を設置し、しっかりとした行政運営を図ってまいりたいと考えております。

また、副町長を先頭とした行政組織等検討委員会において、今後、大きな事業に対応できる組織として再構築するため、積極的に検討してまいりたいと考えており、早い時期に議会ともご相談申し上げ、勧めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 平成26年度に創設されました理事制度の成果、評価についてのご答弁がございました。

私はこれまで、決裁権のない職制では十分な権能が発揮できないと指摘をしてまいりました。つまり、組織間の調整、相談役は果たしても、調整課題や問題事項の解決に係る最終的な意思決定に参加ができないのでは、形式的な職にとどまってしまうという意味でございます。そういったことから、ただいまは新年度には決裁権のある理事を配置され、さらなる組織力の向上に努めるとされましたので、了といたします。

今後においては、副町長をトップとする行政組織等検討委員会において、組織の再構築も含めて積極的に検討していくとの方向性が示されました。

そこで質問ですが、行政組織等検討委員会で検討される際には、ぜひとも理事の選任

化及び部制の復活についても検討課題にいて議論をしていただきたく考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、ご答弁申し上げます。

議員からご指摘をいただきました理事の専任化については、行政組織等検討委員会においてしっかり検討するよう指示をしており、早い時期に専任化できるように取り組んでまいりたいと存じます。

また、部長制の復活についても、組織力を向上する観点から非常に重要と思っており、このことによって住民の皆さんにしっかりとした対応ができるものと認識しており、問題点を整理する中で、復活に向けての検討を引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、行政組織等検討委員会において最優先課題と位置づけ、取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 現在の理事職の方々は、各部門の主管となる部署の課長を務められており、所管される課の業務を遂行するだけで多忙の日を過ごされております。このことから、私は理事の専任化を申し上げているのであります。一方で、理事職に決裁権を付与することによって、真に組織横断的な調整役を果たしていただけるのかどうかも検証する必要があります。

いずれにいたしましても、ただいまは理事職の専任化及び部長制の復活について、行政組織等検討委員会において最優先課題と位置づけ、早期実現に向け検討していきたいとのご答弁をいただきましたので、その動向を見守るとともに、所管の委員会で適宜確認をさせていただくことを申し上げ、この質問を終わります。

次に、新庁舎建設事業への対応についてでございますが、本町の重大事業の1つに新庁舎建設事業がございます。現在は、企画・財政課の企画部門がその業務を所管されておりますが、その企画部門においては、新年度には第5次まちづくり総合計画の策定が本格化する中で、新庁舎建設といった重大プロジェクトをあわせ持つことが本当に大丈夫なのでしょうか。加えて、地方版総合戦略の策定も担当されると聞き及んでおります。

職員定数の抑制及び組織のスリム化だけにとらわれていると、肝心の懸案事業が台なしにならないとも限りません。町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、新庁舎建設事業への対応についてご答弁申し上げます。

住民ニーズや行政課題等に柔軟かつ迅速に対応できる組織機構として、平成26年度に組織改正及び人事異動におきまして、当面の行政課題に対応するため、企画・財政課内に新庁舎建設準備室を新たに設けるとともに、担当参事を配置したところです。

議員ご指摘のとおり、平成27年度は企画・財政課における企画部門には、第5次まちづくり総合計画の策定、地方版総合戦略の策定、新庁舎建設に向けた取り組みなど、本町の将来にとって非常に重要なプロジェクトが佳境を迎えるときでもございます。そうしたことから、平成27年度には企画・財政課への職員増員を行いながら、各種重要案件に対してしっかり主体的に対応できる体制づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 平成27年度におけます新庁舎建設事業への体制としては、ふくそうする企画・財政課の実情に鑑み、職員の増員で対応したいとのご答弁でございました。加えて、先ほどの理事の執行権の強化に伴って、新庁舎建設事業プロジェクトにもしっかりとかかわっていただけることを期待申し上げ、了といたします。

なお、平成28年度には、庁舎建設に係る事業内容がより具体化いたしますため、独立した組織への改編も視野に入れて検討されるよう強く要望いたしておきます。

次に、地方創生への対応についても伺っておきたいと存じます。

まち・ひと・しごと地方創生への対応について、地方版総合戦略及び地方人口ビジョンの策定に係る本町の推進組織及び庁内プロジェクトチームをどのように立ち上げられるのか、ご見解をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、地方創生への対応についてお答え申し上げます。

昨年12月に、国において取りまとめられましたまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、今後各地方公共団体においては、当該団体における人口の現状と将来の展望を示した地方人口ビジョンと、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略の策定が求められております。

中でも、地方版総合戦略については、地域の特色や地域資源を生かしたしごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育て等の政策分野ごとの目標を達成するために講ずべき施

策の基本的な方向を記載するものとされており、人口ビジョン及び総合戦略の策定のためには、幅広い年齢層から成る住民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する推進組織での審議が求められているところでございます。

こうしたことから、本町の地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に当たりましても、今後、政策展開やP D C Aサイクルの導入等を見据えた組織により議論いただくことが何よりも重要と考えております。したがって、本町におきましても、広く関係者の意見を反映するための外部組織として、本町の実情や地域資源に精通した住民代表、まちづくりや地域経済等に広い見識を持つ学識経験者や関係機関等から成る有識者10名程度で構成する（仮称）宇治田原町地域創生総合戦略会議を組織し、地方版総合戦略等の審議を行ってまいりたいと考えております。また、庁内組織といたしましては、私、町長を本部長とし、各所属長から成る宇治田原町地域創生本部を設置し、地方版総合戦略等の具体的な施策議論を行ってまいります。

なお、本町におきましては、平成26年及び27年の2カ年において、第5次まちづくり総合計画の策定を進めており、本総合計画の議論ともあわせて総合的に策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 地方版総合戦略及び地方人口ビジョンの策定に係る推進組織について、有識者で構成する（仮称）宇治田原町地域創生戦略会議及び庁内組織として町長を本部長とする宇治田原町地域創生本部を設置するとのご答弁がございました。

報道等で他の市町で推進組織が立ち上げられたとの情報を目にいたしますと、本町はどうなっているのかと心配していたのですが、これで少しは安堵いたしました。

2つの組織について、少しでも早い時期に設置していただくようご要望申し上げますとともに、第5次まちづくり総合計画の策定と業務内容及び組織体制もふくそうすることとなりますが、屋上屋を架したり二度手間とならないよう、創意工夫を凝らしていただくよう求めて、この質問は終わります。

次に、3問目の町診療所の再開についてお伺いいたします。

まず、住民のニーズに応える医療体制及び診療所のあり方についてでございますが、さきの決算特別委員会の総括において、町診療所について、将来の医療体制のあるべき姿も含めお伺いいたしました。町当局からは、京都府や医師会との相談及び先進地の情報収集等検討の時間をいただきたいとのご答弁があり、速やかな対応を要請しておきま

した。その後、11月末をもってかつき診療所は閉院となったわけでございます。

そこで、住民のニーズにかなった医療体制の先進事例や関係機関との相談結果について、どうだったのかお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 黒川健康長寿課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 公設民営診療所の再開について、京都府や医師会の先生と意見交換を行いました。

その中では、宇治田原町の地理的条件から、他市町村からの受診者を期待できないと思われること、内科が3機関既に開業しているのに、新たな内科医の必要性は低いと思われるなどといったお話をいただきました。また、内科以外の眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科等については、人口1万人程度であれば一般的にニーズが低く、あわせて診療報酬の仕組みについても特定疾患療養管理料の取り扱いが異なるなど、事業として成立させることはかなり困難と思われるとの意見をいただいたところでございます。

町では、国保連からデータ提供を受け、総合病院を除いた一般診療所をベースとして、診療科目ごとの延べ受診者数、医療費用額の推計を行いました。この結果、延べ受診者数では、多い方から整形外科で約7,000人、眼科で6,000人、心療内科・精神科で3,000人程度となっています。町内4医療機関では約2万8,000人となっております。費用額では、眼科で約4,000万円、整形外科が約2,500万円、心療内科・精神科で2,000万円から4,000万円程度で推移していると推計したところでございます。費用額の町内医療機関では、2億5,000万円程度となっております。この結果から、内科以外でも多くの方々が受診されている実態が改めて認識できたところでございます。

事例調査では、和束町で医師を町職員として雇用し、国保診療所として開設している事例があったほか、北海道の士別市で市立の総合病院が膨大な赤字を抱え、一般会計から巨額の繰出金により支援しており、民間医療機関を積極的に誘致する取り組みが行われている事例がありました。また、滋賀県の大津市と草津市で医療法人が取り組んでいる事例として、2市にまたがる複数の診療所に日が変わりで診療科目の異なる医師を派遣し、受診者も内科、外科、小児科、皮膚科など、必要な診療科を選択して診療を受けられる事例などを収集しました。これらの事例は、公設民営診療所の再開という視点とは導入背景等が異なるものとなり、本町の事例と一致するようなものを見つけだすことができませんでした。

このような状況ではありますが、内科以外の診療を本町でも受診できるようになれば

という思いは持っており、引き続き検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） ただいまは、町診療所の再開に向けて、京都府及び医師会との意見交換の結果についてのご答弁がございました。

また、内科以外の診療科目、整形外科、眼科、心療内科・精神科等の受診者数や給付額についても、その実態が明らかにされました。その中で、地理的条件の劣位性や内科以外の眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科などについては、人口1万人程度では診療所の経営としては成り立たないことなど、大変厳しい内容が示されました。

私は、こういった悪条件だからこそ、住民のニーズ、特に高齢者や子育て世代の要望に応えるためには、公的機関による環境整備が必要であると訴えているのでございます。

一方、事例調査においては、お隣の和束町や大津市をはじめ、北海道士別市の取り組み事例について詳細説明がなされました。とりわけ、1医療機関が複数の診療所を開設することによって、専門の異なる医師が輪番制で診療所に入り、診療科目が日が変わりメニューのように変わっていくという大津市及び草津市での取り組みは、地域の医師不足を知恵と工夫と乗り切ろうとする試みであり、本町における仕組みづくりに大きなヒントになるものと思った次第でございします。

いずれにいたしましても、町診療所において、内科以外の診療科目が受診できるようになるには、いましばらく検討の時間が必要とのこととございしますので、その動向を見守ることといたします。

次に、施設の老朽化と改修計画についてお伺いいたします。

昭和61年に開設されました町診療所は、昨年11月末をもって診療活動を一旦終了されました。その後、診療所の見学をさせていただきましたが、施設の老朽化が顕著であり、診療の再開に当たっては、時代に即した医療環境の整備等が必要と考えられますが、改修計画についての町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

公設民営診療所は、御承知のとおり昭和61年に開設しており、30年を経過しようとしています。この間、大規模な改修工事を行うことなく今日まで参りましたので、雨漏りによる壁面や天井の損傷、永年使用してきたことによる什器類のふぐあいも発生している状況です。また、開設当時に整備した検査機器につきましても、時代の流れ、医

療技術の進展に伴い、再開する際には機器の更新が必要になると考えます。加えて、内科以外の受診の状況について、先ほど担当課長のほうからご答弁いただきましたが、公設民営診療所には内科以外の診療科による受診体制を整備してまいりたいと考えております。

機器更新、施設改修の必要性も十分認識しているところではございますが、現時点で明確な施設利用を確定することが困難なことから、具体的な対応策については未定となっております。

私といたしましては、引き続き本町にない診療科目による医療機関として町立診療所を活用していくことを第一に、関係機関との協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 開設以来30年が経過しようとしている町診療所は、施設及び検査機器類についても老朽化が顕在しており、改修や更新の必要性が生じていることの認識は一致しているものでございます。ただ、1問目でもございましたように、再開に向けての診療所のあり方が明確にできない中であっては、改修の規模や機器類の更新、新規購入など具体的な計画が定められないことも事実でございます。

今後、町診療所の再開に向けては、本町にない診療科目による活用を第一義的に関係機関との協議を重ねていくとの方向性が示されましたので了といたしますが、その際には、ぜひとも近隣自治体との広域連携での取り組みも視野に入れて検討していただきたいこと、加えて、一定のタイムテーブルを設定し目標達成に向けて取り組むことも、こういった場合には大変重要なことであることから、検討の目途をお示しいただければと思うものですが、再度、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 重ねてとはなりますが、私の思いは内科以外の診療を受けることができる体制の整備でございます。その実現には関係機関、特に医療機関のご協力を得ることが大変重要であろうと考えております。実現に向けて、引き続き関係機関との連携を進めてまいりたいと考えております。

実現時期につきましては、できるだけ速やかにとの考え方でございます。しかしながら、各種の条件が整わないことには実現することができないことから、医療機関と町との役割分担についても検討、整備が必要になってまいろうかと思っております。施設整備、機

器整備の具体的な方策が確定いたしましたら、必要な予算措置を行い、対処してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 町診療所の再開への方策としては、第一義的に内科以外の診療が受けることができる体制の整備であるとの重ねての答弁がございました。それには、医療機関の協力が必須であることから、引き続き関係機関と連携を深める中で検討、調整に努めていくとの方針が示されました。

ただ、お尋ねいたしました再開実現の目途については、できるだけ速やかにとの答弁にとどまりました。本町の医療環境から考えますと三、四年を待つのは長過ぎますので、一、二年の間に結論が出されるものをご推察を申し上げ、その動向を見守ることとし、町議会としてできることがあれば万策を講じてまいりたく考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上で、町診療所の再開に関する質問を終わります。

次に、4問目の観光振興計画策定の進捗状況についてお尋ねいたします。

まず、観光振興計画と地方版総合戦略の関連についてでございますが、本年度から2年間で策定予定の観光振興計画について、中山間地の活性化対策の観点から、地方版総合戦略にどう位置づけられるのか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 本町には、茶祖・永谷宗円生家や、平安時代開基の古刹である禅定寺、三十六歌仙の一人、猿丸太夫を祭る猿丸神社、森林浴の森100選にも選ばれている末山・くつわ池自然公園等の多くの地域資源があり、これまでから自然、歴史、文化遺産等に重点を置いた観光施策への取り組みを行ってきたところであります。

こうした中で、これからの観光資源の活用はもとより、これまで余り注目されていない地域資源の掘り起こしを行い、単体では観光的にインパクトが弱い資源を融合させ、新たな複合的観光資源としての枠組みを構築するとともに、本町における観光的魅力の向上とまちの活性化を図るため、平成26年及び27年度の2カ年において、その指針となる観光振興計画の策定に取り組んでいるところでございます。この観光振興計画により、地域の活性化のみならず、幅広い地域課題の解決や経済効果にも波及し、住民の皆様へのふるさとへの愛着の醸成を図られるような「住んでよし、訪れてよし」のまちづ

くりにつなげてまいりたいと考えております。

こうした中、折しも国が取りまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本町においても、27年度において地方版総合戦略の策定が求められております。この中で、地方が準拠すべき国の総合戦略に定める政策分野の一つとして、地方における安定した雇用を創出するという項目が掲げられており、具体的な施策の方向例として、地域の産業構造や自然環境等を分析した上で、農業や観光業など、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした産業政策に取り組むと示されているところでございます。

こうしたことを受け、本町といたしましても、観光振興計画に掲げる諸施策を地方版総合戦略にもしっかりと位置づけ、雇用や地域産業の創出につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 観光振興計画の策定趣旨について、丁寧にご答弁をいただきました。

これまで注目されていない地域資源の掘り起こし、さらには複合的観光資源のネットワーク化構想などにより、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりにつなげていきたいとの方針が示されました。このように、中山間地域の活性化だけでなく、幅広い地域課題の解決や経済効果にも波及し、住民のふるさとへの愛着を醸成する取り組みこそ、今般、国において打ち出されました地方創生の目的にかなうものではないでしょうか。そういった意味においても、本計画を本町の地方版総合戦略にしっかりと位置づけていただき、雇用や地域産業の創出に寄与するすばらしい計画にさせていただくよう強く求めておきます。

次に、観光振興計画策定の現段階での進捗状況及び今後の進め方について、さきに実施をされました観光動向調査結果及び宇治市におけます宇治田原町のイメージ調査結果を含めてお伺いいたします。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） 観光振興計画の進捗状況についてご答弁申し上げます。

昨年9月に観光振興計画策定をサポートするコンサル業者の選定を行い、先行して観光動向調査を実施いたしました。また、昨年11月には、第1回宇治田原町観光振興計画策定委員会及び専門部会を開催し、趣旨説明等を行い、策定作業をスタートさせたところでございます。

進め方としては、専門部会での検討結果を策定委員会に報告するという形で進めてお

り、ともに2年間で7回程度開催する予定といたしております。

先般開催いたしました専門部会及び策定委員会においては、ふるさとまつり及び猿丸神社、JA宇治茶の郷で実施いたしました町内観光動向アンケート調査並びに宇治市における宇治田原町イメージアンケート調査の結果を報告いたしました。その内容ですが、町内3カ所を訪れる観光客はリピーターが多く、リピート率はふるさとまつりでは72%、猿丸神社と宇治茶の郷ではほぼ全員がリピーターでした。なお、宇治茶の郷では、「緑茶発祥の地であることを知らなかった」と答えた方が43%もおられ、情報発信不足を痛感いたしました。また、宇治市における宇治田原町のイメージ調査結果では、宇治田原町の認知度は29%、訪問経験は14%と少なく、訪問しない理由としては情報が少ないが91%もありました。

次回以降の会議では、これらアンケート等の結果を踏まえ、さきの策定委員会及び専門部会でご意見をいただきました緑茶発祥の地としての知名度向上、名物と呼べる食の開発、町内回遊の検討、観光に対する一般住民の関心向上、新名神高速道路のインターチェンジの活用等について、より具体的な観光ビジョンにつなげるためのご検討をいただく中で、秋には計画の素案をまとめたいたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 観光振興計画策定の進捗状況についてご答弁をいただきました。本町にとって初めての取り組みであり、心配をいたしておりましたが、策定委員会と専門部会の2つの組織で対応されているとのこと、大変心強く感じた次第でございます。

また、町内観光動向調査及び宇治市におけます宇治田原町イメージ調査の結果についてもご説明がございました。詳細については所管の委員会に委ねるとして、少なくともこれまでの情報発信不足は否めない事実として確認させていただきました。

策定委員会及び専門部会での検討内容や今後のスケジュールについても説明がなされましたが、実りある議論によりまして実効性と成果の高い計画となりますことを願っております。

なお、これらについては、今後、所管の委員会に適宜報告いただくよう要望しておきます。

次に、末山・くつわ池自然公園の今後の整備方針についてお伺いいたします。

平成25年の本町への観光入り込み客数は12万4,000人でございます。そのうち9,500人、率にして7.7%と第3位を占めます末山・くつわ池自然公園は、全

国森林浴の森100選にも選定されております緑に囲まれた四季折々の自然が楽しめる人気スポットでございます。今後、観光振興計画においても大変重要な施設に位置づけられると思われませんが、当該施設の今後の整備方針について、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、末山・くつわ池自然公園の今後の整備方針についてご答弁申し上げます。

昭和56年に森林の持つ経済機能や保健休養機能を発揮し、また森林所有者等の就労及び所得の増進を目的とした末山・くつわ池自然公園が設置・開園され、以来、町内住民だけでなく近隣市町からも、緑に囲まれた四季折々の自然が楽しめるスポットとして人気を博してまいりました。

公園の運営と維持管理につきましては、当初から郷之口生産森林組合に委託しており、公園内の施設の大規模な修繕などの投資的経費についても、本町と郷之口生産森林組合の間で協定を結び、整備してきたところでございます。

しかしながら、経年経過により施設が老朽化しており、修繕だけでなく抜本的な改修が必要な時期であると考え、現在の郷之口生産森林組合の経営状況からして、投資的経費の一部をご負担願うのは大変厳しい状況となっており、今回、指定管理者の更新に当たり、維持管理経費と投資的経費の負担区分を明確にし、根幹的な施設整備については本町において主体的に整備することとしました。

議員ご指摘のとおり、末山・くつわ池自然公園は、宇治田原町の大切な観光資源であるとの認識のもと、他市町からも多くの観光客がお茶のまち宇治田原に誘客できるよう、現在策定中の観光振興計画の中でも、当該施設の整備方針についても十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 末山・くつわ池自然公園の今後の整備方針について、町長からご答弁をいただきました。

昭和56年の開園当時の経過についても触れられるとともに、今日の指定管理者の経営状況からして、公園内の根幹的施設についての整備経費については町が主体的に負担することとしたとの内容でございました。このことについては、現在策定中の観光振興計画の中で、当該施設の整備方針を検討していくとの方向性が示されたところでござい

ます。

そこで質問ですが、この整備方針に基づき、末山・くつわ池自然公園の中期整備計画を指定管理者等と協議、調整を図る中で、速やかに策定していただくよう求めるものですが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 議員ご指摘のとおり、現在策定中の観光振興計画の中における末山・くつわ池自然公園整備方針については、あくまで基本となる方針であり、当該公園のポテンシャルを見きわめ、町の観光資源としての位置づけやゾーニングを明確にするにとどまるものと考えております。

お尋ねの末山・くつわ池自然公園の管理棟、便所、バンガロー、テニスコート等の中長期的な整備計画の策定については、観光振興計画策定委員会や同専門部会での協議と並行して、指定管理者である郷之口生産森林組合と協議、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 観光振興計画の中の末山・くつわ池自然公園の整備方針の位置づけについては、よく理解できました。そして、私は、その方針に基づく自然公園内施設の具体的な中期整備計画の策定を求めているものでございまして、ご答弁では、次年度において、策定委員会や専門部会での協議を並行して、中長期的な整備計画の策定について指定管理者と協議、検討していきたいとのことでございますので、了とし、その動向を注視してまいりたく存じます。

以上で、観光振興計画に関する質問を終わります。

次に、5問目の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う本町の対応についてお伺いをいたします。

まず、新教育長の任命等についてでございますが、ご案内のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。今回の改正では、1つには地方教育行政における責任体制の明確化、2つには迅速な危機管理体制の構築、3つには地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など、制度の抜本的な改革が行われたところでございます。

なお、経過措置として、法律の施行の際、現に在職する教育長、ここでは旧教育長と

呼びますが、その旧教育長が教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するとされております。これについて、今後どのように対応されるのか、すなわち新教育長の任命について、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、新教育長の任命等についてお答え申し上げます。

今回の改正におきましては、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した新たな職、新教育長を置くこととし、首長が議会の同意を得て任命することとなります。また、新教育長の任期は4年から3年となるものでございます。

現教育長については、教育委員としての在任中まで現行制度の教育長として在職するものとする経過措置による規定をしていますが、在任中に辞職等をした場合には、その時点で新制度に移行することとなり、新制度の教育長を任命する必要があります。

今後の対応でございますが、旧制度から新制度への教育の継続性、安定性を確保する観点から、現教育長については経過措置により引き続き在職していただき、しかるべき時期に速やかに新制度に移行できるように、議会とも相談申し上げながら今後一層の調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 今回の改正においては、答弁にあったように、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した新たな職、新教育長を置くこととされました。ただし、旧教育長については、教育委員としての在任中に限り在職するという経過措置が設けられたとのことでございます。

教育にとっては、中立性、継続性、安定性が重要でありますため、これらを確保しつつ、今日、教育委員会が抱えます諸課題の解決に向けた制度改革が必要であることは言うまでもございません。新制度への移行に関しての今後の対応として、しかるべき時期に速やかにという非常に微妙な言い回しをされましたが、その際には議会とも相談するなど調整を図りたいとのことでございますので、その動向を見守りたく存じます。

次に、総合教育会議の設置についてお尋ねいたします。

今回の法改正により、地方公共団体の長は総合教育会議を設置し、招集することとされました。この会議における協議事項といたしましては、1つには大綱の策定に関するもの、2つには教育を行うための諸条件整備や教育・学術・文化の振興を図るための施策、3つには児童・生徒等の生命または身体に被害が生じる場合等の緊急に講ずべき措

置などがございます。

今後、町長は、総合教育会議において教育委員会との協議、調整を行うに当たってどのような考え方にに基づき対応されようとしているのか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、総合教育会議の設置についてお答えを申し上げます。

総合教育会議は、首長と教育委員会が重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う場であり、教育政策の方向性を共有し、相互の連携を図りながら教育行政を推進していくことが期待されています。

議員ご指摘のとおり、協議、調整事項については、まず1に教育行政の大綱の策定、2に教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、3に児童・生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置で、大きく3つに区分されております。その中では、保育や子育て支援等の首長の権限にかかわる事項等についての協議、調整や、教育委員会のみ
の権限に属する事項についても協議を行うことも想定しているところでございます。

このようなことから、総合教育会議は教育行政を推進する上で大切な会議と認識しますとともに、総合教育会議の趣旨に鑑み、教育委員会との連携をより一層深めつつ、大綱の策定をはじめとする事務の連携が必要な事項等、教育の諸条件の整備に係る協議、調整に努めていくこととしており、総合教育会議の事務局を町長部局に設置し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 総合教育会議についての町長のお考えの一端をうかがい知ることができました。

蛇足になりますが、今回の法律改正における総合教育会議の設置の目的は、教育に関する予算の編成、執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることにあります。これにより、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になりますとともに、公の場で教育政策について議論することが可能となるものでございます。そういった意味において、総合教育会議設置の意義を私たちも重く受けとめなければなりません。

本町では、当該会議の事務局を町長部局に設置され、大綱の策定をはじめ、多くの協議事項及び町政に前向きに取り組まれようとする姿勢については評価いたしたいと存じ

ます。一方で、時間の経過とともにそういった取り組みが形骸化することも懸念されますので、くれぐれも留意願いたく存じます。

いずれにいたしましても、総合教育会議における協議の結果や大綱については、住民への説明責任を果たすことが重要でございまして、加えて、住民の代表である議会に対しても十分な説明を行っていただくよう要望いたしておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴どうもありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、稲石義一君の一般質問を終わります。

続きまして、11番、谷口重和君の一般質問を許します。谷口君。

○11番（谷口重和） 通告に従いまして、11番、谷口が一般質問を行います。

まずは、昨年12月議会において、介護保険施設の整備について質問したところ、小規模多機能施設については既存施設との観点からも議論をいただき、方向性を整理する。状況変化の要因として、平成37年に団塊の世代が後期高齢者になられること、また、特別養護老人ホームへの入所待機者が多くおられることなどを背景として、一定の施設整備は必要であろうとの方向で、介護保険事業計画等作成委員会において議論していただいているとの答弁をいただきました。

2月に開催された介護保険事業計画等作成委員会では、委員会から町長に計画案の具申も行われ、町の計画として取りまとめされたところであろうかと思えます。取りまとめられた高齢者介護福祉計画は、介護保険事業の運営並びに高齢者福祉施策を展開する上での指針とも位置づけされているところであると認識しております。

そこで、本計画に位置づけされた各種計画について、どのように展開されるのか、特に介護されている方々の希望が多い施設整備についてお伺いいたします。

今回の計画では、町内への小規模特別養護老人ホームを整備することが位置づけされています。前回の計画では、地域密着型複合型サービスを位置づけされましたが、実現されませんでした。今回の計画については、ぜひとも実現していただきたいと思うところでございますが、実現に向けてのスケジュールや手法をどのように進めようとしてされているのかをお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、介護保険施設の整備についてお答え申し上げます。

平成26年度までを計画期間とする第5期計画では、地域密着型複合型施設の整備を位置づけておりました。当該サービスは、デイサービスとショートステイ、訪問介護と訪問看護を1事業所で利用登録者に提供するものです。今回の計画策定に当たり、既に

同様のサービスを提供している事業所の稼働状況及び給付実績等の観点から検討したところ、増設することなく利用希望に応えることができる状況を確認することができました。

こうした状況の一方で、特別養護老人ホームへの入所希望者は、アンケート結果及び京都府の取りまとめとあわせて確認したところ、平成29年度には希望者が多数になると見込まれ、待機者も現状のままですと増加することが予想されます。この間、議会議員の皆様からもご意見を頂戴しており、施設整備に向けて、取り組みの必要性をともに認識してきたものと考えております。

また、京都府における施設整備の方向性と一致することができました。さまざまな要素の整理を行い、地域密着型複合型施設と特別養護老人ホームのニーズを比較検討した結果、特別養護老人ホーム施設整備の必要性を実感し、議会の皆様にも素案の段階でご報告、ご説明させていただく中、介護保険事業計画等作成委員会での議論も得て位置づけを行ったところでございます。町内外からの入所が可能となる既存施設の形態でなく、本町の皆様に利用を限定することが可能で、本町の利用ニーズから見て適正規模と考える、地域密着型小規模特別養護老人ホームの整備を位置づけているところでございます。

開設に向けてのスケジュールですが、新年度から3カ年かけて、施設整備及び開設に向けて取り組むこととしております。まず、初年度に委員会を設置し、公募に向けての準備及び事業者選定を行い、翌年度には建設着手、完成、最終平成29年度よりサービス提供開始を目指してまいります。

介護を必要とされる方々やそのご家族が安心して宇治田原で生活していただけるよう、事業所開設に向けての支援策の検討も含め、実現に向け取り組んでまいりますので、引き続きご支援、ご鞭撻賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

次に、以前にも空き家問題について質問いたしましたが、再度、町当局の危機意識について伺いいたします。

空き家は、景観の悪化を招くだけでなく、老朽化による倒壊のおそれなど、さまざまな問題を抱えております。総務省の平成25年住宅・土地統計調査の速報値では、全国の空き家数は約820万戸となり、5年前の調査と比べると、その数は63万戸増加し、増加率も年々増加の一途をたどっております。

京都市では、昨年4月に空き家の活用、適正等に関する条例を施行し、空き家化の予防や活用流通促進、また適正管理に向け、助成制度の創設や総合窓口の設置など、多くの対応策が進められているほか、宇治市でも条例制定が検討され始めています。

空き家が発生、長期化する要因や背景は、その家に愛着があり他人に貸すことへの抵抗がある、活用の仕方がわからない、相談先がわからないといったことのほか、改修・除去費用を負担する余裕がない、固定資産税が上がるなど、経済的な理由が挙げられます。また、所有者が死亡したまま相続登記がされていない、権利関係が複雑で相続者が多いなど所有者が特定できないといったことや、そもそも空き家を放置することに対する問題意識が低い、相続や遠方住居などにより所有者や管理者としての意識が低いことが、この問題の複雑化を招いていると思われまます。

人が住まなければ家は傷むものです。維持管理が十分行われないと老朽化が進み、管理不全状態となり、屋根瓦の落下や家屋自体の倒壊のおそれが生じるなど、安全上大変危険な状態となります。宇治田原町当局の危機意識についてお答えください。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） ご答弁申し上げます。

空き家問題についてであります。本町においても、空家の存在が散見されるようになり、住民生活や地域のコミュニティーにおいて大きな問題となってきたと認識しているところであります。

いわゆる空き家問題は、全国各地において課題となっており、全国平均値ではありませんが、約13%もの空き家率が見られる状況となっております。このようなことは国として取り組むべき課題となっており、先ごろ、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。市町村が行うべき対策やさまざまな措置について規定されており、具体的な方策について早急に定めなければならないところであります。近隣市町において、既に条例制定を行うなどの措置を講じられているところもございますが、本町においても、実情に則した対応策を検討しなければならないと考えるところでございます。

空き家の増加は、社会情勢の変化や個々の価値観の推移によるもののほか、さまざまな複雑な要因によって起こるものであり、加えて、各個人の事情にも左右されることから、今日まで具体的な対応策が考えられてはいませんでした。しかしながら、空き家をもたらすさまざまな影響は、議員ご指摘のように、防災や防犯、衛生などの面において無視できるものではなく、町全体としてどのように対処するかは喫緊の問題であると考えております。まちづくりを進める上においても、重要かつ避けて通ることのできない

問題であると認識する中で、大きな危機感を持って取り組まなければならないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） 次に、空き家の危険性とその解消方法について質問をいたします。

危険建築物についての通報が年々ふえて、その8割が空き家という京都市では、通報数が2013年度148件と2006年度の3倍にも達し、1年以内に解決した割合は2012年度41%にとどまっています。適正管理されないまま危険建築物として放置された空き家は、放火による火災、地震や大雨などの天災による倒壊、不審者や動物の侵入など、防災、防犯、衛生のあらゆる面で地域の住環境全体に悪影響を生み出すほか、外壁や屋根の崩落による事故があった場合などには、所有者が多額の損害賠償請求をこうむる可能性があります。

建物は長く使わない状態が続くと、どんどん傷んでしまいます。湿気や害虫の発生、ほこりなどにより、すぐに人が住めなくなります。空き家やその跡地は、売却すれば管理する手間や時間はもちろん、固定資産税も支払う必要がなくなります。また、建物を改修し、賃貸物件として活用する方法もあります。空き家をまちづくりの資源として捉え、空き家を活用する際に利用できる助成制度や支援策を実施している京都市など、各自治体の支援制度や事業者団体によるサポートを活用し、まちの活性化につながる空き家の解消を考えていくことが重要であると思っておりますが、町当局の考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） ご答弁申し上げます。

空き家の持つ課題の解消は、大変重要と認識しているところであります。しかしながら、今日まで、そうした課題をどのように解消するかについて議論や検討を行ってきているところではございますが、個人の財産権やプライバシーの問題が大きなハードルであるため、なかなか具体的な方策が講じてこれなかったのが現実でございます。

建物は日常的居住により適正な姿を維持するものであり、居住や使用を停止することにより、劣化は顕著になるものと認識いたしております。特に、築後数十年を経過した建物が空き家となり放置されることで、危険度はますますものと考えており、あらゆる角度から見ましても、早急な対策が求められるところであります。

具体的には、改修するなどして再度活用するか、もしくは解体除却するかのいずれかになろうかとは考えますが、今般、関係法令が施行されましたので、今後はより具体的

な対策の立案や指導が可能になったところでございます。いずれにいたしましても、本町における対策の立案や条例整備などが必須となると考えているところであります。

このようなことから、現実に本町において空き家の実体はどのようなものであるのか、また、居住の有無にかかわらず、危険な建物の実体はどのようなものであるのかを、まず把握する必要があると考えておまして、予算計上をお願いする中で、調査に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

本町の状況を十分把握した上で、議員ご指摘の空き家の解消策も勘案しながら、相談窓口を設け、また、地域の皆さんのご意見を聞きながら、どのような対応策が必要であり有効であるかを考え、施策に反映してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

次に、災害応援協定について質問いたします。

昨年の9月議会において一般質問を行いました。毎年7、8、9月ごろにかけては、異常な気象の中で台風や豪雨により、全国各地で大きな災害が頻りに近年より多く発生しており、本町においても、ここ数年甚大な被害が発生しており、人命的な災害はなかったものの、台風や局地的なゲリラ豪雨により災害発生のおそれが心配するところでもあります。また、あわせて、30年以内に起こる確率が非常に高い南海・東南海地震等に対して、いつ発生するか心配が絶えないところであります。

そうした中で、日ごろから防災力を高めるため、町ぐるみで、また、地域における防災訓練や、いざというときのための防災資機材の整備等々、鋭意進めていただいているところですが、前にも申し上げましたが、私も消防団活動を長年経験してまいった中で、殊のほか日ごろから安心・安全に対しては大変心配をしております。

災害発生規模にもよりますが、安心・安全の観点から、都道府県を越えた市町村との助け合いとして、災害時における応援協定を締結していくのも一つの方法だと提案いたし、町としても安心・安全の中で相互に助け合うことは重要だと、本町より東側地域では、岐阜県内の同規模自治体の中で応援協定を締結できないか調整しているところであると答弁をいただいていたのですが、その後うまく進められているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、ご答弁申し上げます。

災害時における応援協定についてでございますが、ご指摘にございましたとおり、地球規模での環境変化に基づく大規模災害が列島各地で多発しており、昨年8月、広島県で発生いたしました豪雨による土砂災害では、一瞬にしてとうとい人命も奪われております。本町におきましては、人命が失われるような災害は発生しておりませんが、近年の状況を鑑みるに、今後いつ起こり得るかもわからない状況となってきております。

平成23年3月に発生いたしました東日本大震災を経験し、国は、国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制を構築することと、大規模広域災害への即応力の強化に努めるよう、関係機関へ示しているところでございます。

先般、議会総務産業常任委員会におかれましては、安心・安全を観点に置いた管外視察に取り組みられたところであり、防災面において、多くの利点とともに、本町の持つ地理的、規模的弱点なども調査、研究していただいたところでございます。それらを踏まえ、大規模広域災害に向けた取り組みについてご質問いただいておりますことに心強さを感じているとともに、安心・安全の重要性に身の引き締まる思いでございます。

総務産業常任委員会で視察研修していただきました、本町東部方面でもある岐阜県の同規模程度の揖斐郡池田町さんと、災害時における相互応援協定締結に向けた協議を進めておるところであり、高速道路を利用すれば所要時間が約1時間30分ほどの自治体であります。昨年においては、商工会女性部におかれましても、池田町ふるさとまつりにご参加いただき地元の女性部と交流する中で、本町の特産品等のPRをしていただいております。防災面だけでなく、揖斐茶の産地でありお茶を生かした地域の特産品の交流等々、さまざまな協力がお互いにできればと思っております。

御承知のとおり、それぞれの地域住民の安心・安全に関することから、課題を一つ一つ解決しながらの作業となり、多少の時間を要しているのが現状でございます。できれば新茶の時期をめどに応援等協定が締結できる体制になればと考えているところであり、議会にも報告させていただきたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

今後とも、地域及び住民の皆様が安心・安全に暮らしていただけますよう、広域的な応援協定も含めた防災力の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

最後に、災害相互応援協定につきましては、いろいろと質問してまいりましたが、新茶の時期をめどに応援等協定が締結できる体制になればと考えているという答弁をいただきました。応援等協定がこの時期で締結できれば、スタートからのスパンは特に早く、評価できる場所であり、一日も早い締結と、西部方面でも市町村選定や早い時期の決定締結をも期待いたします。

また、池田町では揖斐茶の生産も活発であることから、文化、産業等、多方面分野からも交流を深めれば両町とも有益になりますことから、官民一体となって推し進めていただくようお願いを申し上げ、私の質問を終わります。ご清聴、どうもありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、谷口重和君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

7番、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○7番（垣内秋弘） 通告に従いまして、7番、垣内が質問いたします。なお、午前中の稲石議員さんと重複するところがございますが、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

3件ございますが、まず1件目は、地方創生の取り組みについてお伺ひいたします。

この件に関しましては、12月議会の平成27年度予算編成の質問の中でもお聞きしてきたわけでありましたが、国からの詳細な内容については提示されておらず、現段階で具体的な内容については、引き続き国の動向を注視する中で第5次まちづくり総合計画との整合性を図る中、地方みずから考え、責任を持ってまちづくりに取り組むという地方創生の理念に鑑みつつ、予算編成方針に沿って諸課題の解決に向け取り組んでまいりたいと、このようなご答弁をいただいたわけであります。

地方創生の3つの視点、すなわち、若者が将来に夢や希望の持てるまちづくり、就労・結婚・子育てと希望の実現、そして2つ目は、人口減少対策に結びつく施策、そして3つ目は、観光やその土地の利点を生かし、地域課題の解決を図ることが基本的な考え方であります。12月から3カ月が経過し、いよいよ平成27年度から取り組む、地域を再生し地域を活性化しようとする地方創生、つまりは地方版総合戦略について、3月の補正の中でも一部先行型予算づけを行っていただいておりますが、本格的に

は向こう5年間でどれだけ効果を発揮できるかポイントになるわけでありまして。そのために各会代表を交えた戦略の策定体制をいかに早急に立ち上げ、ローリングしながら、なおかつPDCAを機能させていく必要がありますが、着眼点及び策定組織の立ち上げのめどづけと今後の進行スケジュールをお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、垣内議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほどの午前中の稲石副議長へ答弁させていただきましたとおり、地方版総合戦略については、地域の特色や地域資源を生かした「しごとづくり」、「ひとの流れ」、「結婚・出産・子育て」等の、国が示す施策分野ごとの目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向を記載するものとされており、本町におきましても、このような視点に基づき総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

また、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定のためには、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要であり、今後の政策展開やPDCAサイクルの導入等も見据える中、住民、各種機関、民間事業者など、幅広い分野の方々による組織において議論いただきたいと考えております。

こうした考え方にに基づき、策定組織といたしましては、内部的には私、町長を本部長として各所属長から成る宇治田原町地域創生本部を、外部組織としては、住民や各種有識者10名程度で構成する（仮称）宇治田原町地域創生総合戦略会議を早期に設置する中で議論を進め、平成27年度中の策定を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） 地方創生の取り組みは、地方自治体ごとに企画し、おのこの申請するとともに、その活動の結果を検証しながら評価していくものと認識いたしております。地域の特徴とか、あるいはまた特産を生かした取り組みなり、ものづくりが注目されているわけでございます。

一例を挙げますと、京都府では、いち早くモデル地域として、京丹後の地場産業である丹後ちりめん桑の生産と蚕の高機能性シルクによる新製品の開発など、産地での一貫生産を強化し、町をよみがえらせる取り組みをされようとしていることが報道されておりました。これがまさに地域再生であり、成功すれば地域が活性化していきます。本町でも、基幹産業のお茶をはじめ、農業、林業、商工業、観光等々、周辺を取り巻く環

境は多くの課題を抱えながらも、まちおこしを図りながら、さらに活性化するチャンスと捉え要因は多々あるというふうに思います。

いずれにいたしましても、おのおのの市町村で知恵を絞って検討する必要がありますので、自治体によっては温度差も発生します。まず、本町においては、町長が先頭に立ってリーダーシップを発揮してもらわなければいけないわけですが、町長の考え方、意気込みとあわせ、総予算はどれぐらいを見越しているのかご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 議員ご指摘のとおり、全国の自治体で策定が進められている地方版総合戦略は、それぞれの地域が知恵を絞り、その特色や地域資源を生かした住民に身近な施策を広く盛り込むことが重要となっております。

本総合戦略が対象期間と定める向こう5年間は、本町にとりましても、将来の方向性が定まる非常に重要な時期であり、少子高齢化の進展等をはじめとする本町の諸課題に対して、私も先頭に立ち、地方創生に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、地方創生に関連する総予算についてですが、国の交付金に関しては未確定な部分がありますことから、現時点においてお答えすることは困難な状況です。

今後とも国の交付金状況にも留意するとともに、本町としても主体的に地方創生に向けた各種取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2件目につきまして、教育委員会の新体制についてお伺いいたします。

平成27年4月1日から教育委員会制度が変わろうとしていますが、本町における教育委員会の体制について、経過措置を含めてどのように変わっていくのかお伺いいたします。特に、その中で教育委員長と教育長が一本化した新教育長の設置についての考え方と時期について確認しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、教育委員会の体制についてお答えを申し上げます。

さきの稲石副議長のご質問でも答弁させていただきましたが、このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会を代表する教育委員長と事務

局を統括する教育長を一本化した新たな職、新教育長を、首長が議会の同意を得て任命し置くこととなります。現教育長については、経過措置による規定により、教育委員としての在任中まで教育長として在職するものとなります。しかしながら、任期中に辞職等をした場合には、その時点で新制度による教育長を任命する必要があります。

このようなことから、現教育長につきましては、引き続き在職していただき、しかるべき時期に速やかに新制度による教育長の設置に移行できるよう、今後とも調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

現在、教育委員の体制では任期が4年ですが、新教育長は任期が3年です。そこで教育委員と教育長の任期の差が発生します。現行の教育長も4年の任期で教育委員に任命されております。今後、将来において4年と3年の任期を是正するとなれば、最初から新教育長として任命していく必要がありますが、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） お答えを申し上げます。

ご指摘のとおり、教育委員の任期は4年であり、教育長においても現制度のもと、教育委員として4年の任期ですが、今回の改正により、新教育長は地方公務員法上の特別職となり、任期も3年となるもので、今日までの教育長としての位置づけが変わることとなります。

さきに答弁させていただきましたが、経過措置により現教育長を継続していただき、任期中に辞職等があった場合に新教育長を任命する必要となります。

このようなことから、現制度から新制度への教育の継続性・安定性の確保や、今後の教育委員との任期との調整を図りつつ、円滑な新制度への導入となるよう、今後とも十分な調整・協議に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問をいたしますが、新教育委員会制度の発足に伴いまして、新教育振興にかかわる基本的な方針、いわゆる大綱については、首長が

招集して行う総合教育会議の中で首長が策定することになっていると思いますが、現体制が経過処置として継続されるとしても、総合教育会議は年度当初から開催されるのか、また、どのような内容でいつごろに実施されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 今回の改正では、総合教育会議に関する規定について経過措置が設けられておらず、4月1日の施行日以降、総合教育会議の設置について対応する必要があります。

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱の策定や、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、また緊急の場合に講ずるべき措置等について、協議・調整を行う場とされています。このような総合教育会議の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに大綱の策定や施策の協議に取り組めるよう、教育委員会と調整を図りながら開催してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） 次に、3件目につきまして質問いたします。

3件目は、新市街地の整備についてお伺いいたします。

平成27年3月21日に、国道307号線の青谷バイパスが開通いたします。隣接地の白坂地域では急ピッチで工業団地の造成が行われ、企業誘致が進められております。一方、城陽市においても、新名神の利便性を生かし、あらず周辺地域において郵政関係が進出を決め、地元では波及効果を狙って活性化に結びつけようとしております。

本町にあっては、新市街地における整備の進捗は進んでいないのが実態であります。新市街地における北部の山本商事株式会社所有地は、当初分譲計画がされていましたが、現状では太陽光発電で埋め尽くされております。一方、中部及び南部の約23ヘクタールは二和産業所有地で、平成28年8月まで砂利採取後の盛り土埋め戻しが終了する計画で進められております。この23ヘクタールの土地を、今後、行政指導を行う中でどのように開発がされるのか注目しているところであります。将来を担うまちづくりの総合計画にも影響するとともに、山手線の早期完成を目指す上においても綿密な計画と方向性が必要であります。町長はどのような思いとコンセプトをお持ちなのかご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

山砂利採取跡地である当該地域につきましては、第3次総合計画の時代から新市街地として整備する方向性を打ち出しておりますが、その内容に関しましては、平成24年3月に産業系の整備を行うこととして都市計画決定いたしました。その後、北部エリアにつきましては、リーマンショックによる影響が殊のほか厳しく、一旦申請された工場用地造成計画が見直され、現在は、暫定的土地利用としてソーラー発電事業が展開されております。この土地利用に関しましては、恒久的なものではありませんので、土地所有者とも連絡を密にしながら、本来の土地利用目的に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、中部並びに南部のエリアに関しましては、あと1年半程度で採取並びに復旧作業が終えられる状況であり、今後の土地利用に向けた協議を進めなければならないと考えておりますが、その方向性につきましては、現在のところ、当初より想定しております産業系・業務系の土地利用であると認識するところです。

近隣では、ご指摘のような土地利用計画が進められているわけですが、本町にあっては、平成35年度の新名神高速道路の開通を視野に入れながら、積極的にまちづくりに反映できるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたします。

以前から土地利用に関してはいろいろな動きがあると聞いてまいりましたが、その方向性につきましては、ただいまご答弁いただきました、将来を見据えた中では当初より想定している産業系・業務系の土地利用であることを認識いたしましたところではありますが、従来からの考え方、つまりは企業誘致を主とした方針はいささかも変わっていないという認識で間違いないのか、再度確認しておきたいと思っております。

この都市ゾーンに関しては、以前から首長はトップセールスとなって企業誘致活動に努力すると言われてきましたが、なかなか実っていないのが実態であります。西谷町長は、過去の経験と太いパイプを活用し、具体的にどのようなところへ精力的に営業活動を行っていただいておりますのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 先ほども答弁申し上げましたように、当該地域の土地利用に関しましては、現在、産業系・業務系が基本であるとの認識に変わりはありません。

また、トップセールスに関しましても、私みずから汗をかき企業誘致を進めていきたいとの考えに変わりはありませんので、引き続き機会あるごとに努力してまいる所存でございます。

なお、トップセールスが結実していないのではないかとのご指摘についてでございますけれども、現実の問題として、企業に立地いただく用地を提供できる段階に至っていないのが現状であります。ただ、いつでも具体的活動を行えるよう情報収集することも必要なことであり、京都府商工部局をはじめ東京事務所など、連携を密にするよう努めておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） 新都市ゾーンにつきましては、将来に夢を持たせるとともに活性化に結びつけるゾーンでもあります。時代の流れ、環境の変化等で方針なり考え方、具体的な計画及び施策等で変更になったときは、いち早く情報を流していただき、地元にとっても速やかな対応ができますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（田中 修） これで、垣内秋弘君の一般質問を終わります。

引き続きまして、5番、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○5番（今西久美子） 5番、今西久美子です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、町長の政治姿勢に関し、次の2点についてお聞きをいたします。

1点目は、原発の再稼働についてであります。

東日本大震災・福島第一原発事故から間もなく4年がたとうとしていますが、事故はいまだ終息せず、汚染水が漏れ続け、今も12万人もの人々がふるさとを追われたままとなっております。福島原発事故は、原発が抱える危険性と事故被害の深刻さを明らかにしました。福井地裁は、昨年5月、生存権を基礎とする人格権が奪われる可能性があるとして、関西電力大飯原発の運転差し止めを命じました。今、日本は、原発を再稼働させ原発依存社会を続けるのか、再稼働を許さず原発ゼロの日本に進むのか、大きな分かれ道にあります。国は、危険な再稼働をきっぱりやめ、即時原発ゼロへの政治決断を行うことこそが、最も現実的で責任ある道であり、再生可能エネルギーの大幅導入への抜本的転換の計画を立て、実行していくことこそ重要であると考えますが、町長のご所見をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

原子力発電所の再稼働についての所見ということでございますが、東日本大震災に伴う福島第一原発の深刻な事故は、住民生活や地域経済に被害をもたらすとともに、4年を経過しようとする現在でも復興に係る課題は山積し、厳しい状況が続いています。

本町を取り巻く環境としては、約100キロ離れた福井県に複数の原子力発電所が集中して立地しており、仮に事故が発生すれば、住民生活や経済活動に多大な影響が出るのが懸念されます。こうしたことを踏まえると、原子力による電力供給のみに依存しない持続可能で安心・安全な電力供給体制を踏まえたエネルギー政策を進めるよう、国に対しても求めていく必要があると考えます。

しかしながら、原子力発電所の再稼働を認めず、即時に原子力発電所を廃止するような考え方については、資源の乏しい我が国において、社会・経済活動を支える安定的な基幹電源の一つであること、また、代替エネルギーとして期待されている太陽光発電などの新エネルギーは、安定供給を踏まえた計画的発電がなかなか難しく、現実的には厳しいと考えられます。

私の原子力発電を含めたエネルギー政策の考え方といたしましては、原子力発電所の確かな安全性を確保する中で、太陽光発電や液化天然ガスによる火力発電などについても順次進めながら、中長期的な視点を持って、原子力発電の依存度を相対的に引き下げていくことが現実的な方策ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 今のご答弁の中で、日本は資源に乏しいと、太陽光発電などの新エネルギーについては計画的発電が難しいと、こういうご答弁がございましたけれども、太陽光だけでなく、小水力や風力、バイオマス、地熱、潮力、こういうものを組み合わせれば安定をいたします。政府の調査でも再生可能エネルギー発電は日本の発電能力全体の10倍、発電量でいっても4倍以上の潜在量を持っているということが言われております。今こそ国が原発ゼロを決断してこそ、再生可能エネルギーの普及も進むこととなると思います。

さて、2月27日、京都府は関西電力株式会社と、原子力規制委員会が3、4号機を審査合格とした福井県高浜町の関西電力高浜原子力発電所について、安全協定を締結いたしました。今回の安全協定には、最大の課題でありました地元同意権は盛り込まないものとなりました。京都府知事は当初、安全性の確保について、立地県と同じでなければならないとしていましたが、立地県に準じた安全協定と言いかえ、今回、同意権のな

い安全境地の締結で、事実上、再稼働を容認することとなりました。

町長が、安心・安全を最重点施策として掲げるのであれば、今回の安全協定では、府民の命や安全は守られないということを京都府に対してきっぱり言うべきではないでしょうか。再度、ご答弁を求めます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

京都府では、高浜発電所について京都府域の安全を確保するため、京都府と関西電力株式会社の間で、高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定等を平成27年2月27日付で締結されました。

この安全協定は、原子炉施設の増設計画や重要な変更に係る事前説明、現地確認、事故後の運転再開時における事前説明を新たに盛り込むとともに、これらに対して府が意見を述べ、関西電力に措置状況についての回答を義務づけるというものであり、立地県以外では全国初の内容となっています。再稼働の際に、いわゆる立地県の同意を必要とする内容は、今回の協定には盛り込まれていないとのことですが、立地県以外としては、初めて運転再開前に電力会社に意見を述べ、回答を得ることができるようになったもので、これは立地県以外では初の安全協定であり、大きな一歩と考えられます。

今後、立地県に準じた協定となったことを踏まえ、引き続き府民の安全・安心の確保に取り組まれるものと認識しています。

将来的なエネルギー政策に関する私の所見はさきに答弁したとおりであり、個別の原子力発電に対する意見は差し控えますが、京都府と舞鶴市をはじめ、30キロ圏内の関係7市町が、切迫した環境の中で対応を検討しておられるところであり、私としては、状況を見守りながら、必要な対応はしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 先ほどご答弁の中で、町長は、もし福井県原発で事故が発生すれば、住民生活や経済活動の多大な影響が出るということが懸念されるというふうにおっしゃいました。懸念をするというのであれば、やはり住民の命、暮らしを、安全を守る立場で、政治家としてここははっきりと反対表明をすべきであるということを申し上げておきたいと思います。

次に、2つ目の消費税増税につきましてお聞きいたします。

アサヒグループホールディングスの研究所がことし2月に行いました節約についての

意識調査、1,419人が回答されましたけれども、この中で節約を意識していると答えた人は9割にも上りました。節約目的、これは複数回答ですけれども、それぞれ4割の方が、消費税増税、長引く経済不況、老後の生活不安を挙げたところであります。増税のため、買い物するときには必要なものしか買わなくなったといった声も寄せられ、税の負担が家計を逼迫させる一番の負担になっていると指摘をしているところです。

安倍首相は、10%への消費税増税を1年半延期しましたけれども、1年半後には景気がどうあろうと確実に増税をするとしています。しかし、1月8日に発表された日銀の生活意識に関するアンケート調査の結果を見てみますと、1年後景気は悪くなると悲観する人が調査のたびにふえ、今では37.8%にもなりました。逆に、よくなると答えた人は減り続け、1年前の半分以下、わずか7.3%にすぎません。

このように、消費税増税は住民にも、また町財政にも大きな影響を及ぼすところがございます。消費税の再増税につきまして、町長のご所見をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 消費税10%への再増税についての所見について、お答えを申し上げます。

消費税の増税についてであります。消費税率は平成26年4月に8%に引き上げられ、27年10月に10%へと2段階で引き上げられることとなっておりますが、10%に引き上げの実施時期を1年半延長するという政府の方針は、法律に沿って、経済状況等を総合的に勘案した上で判断した結果であると認識をしておるところでございます。

現在の国と地方の危機的財政状況や地方の社会保障の充実、安定的な地方の社会保障財源の確保の観点に立てば、消費税率の引き上げは避けて通れないものであると考えており、消費税増税分は、福祉、医療、少子化対策等の社会保障の財源に充てられることとなっていることから、社会保障の維持可能性がどうなるのか、また、中小企業経営や経済成長、国民生活等に大きな影響を与えることから、これら全てのことを考慮し、政府において適切に判断されるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 消費税は安定的な社会保障財源の確保と、こういうご答弁がございました。これまでも、消費税は社会保障のためとか高齢化社会のためとか、こういうことで言われてまいりましたけれども、実際を見てみますと、年金や生活保護費の削減、

介護や医療に係る負担増など、社会保障はことごとく削られてまいりました。

内閣府の日本経済2014から2015ミニ経済白書が、消費税率引き上げが特に低所得者層に影響を与え消費の抑制傾向を高めている可能性がある、将来にわたって個人消費を抑制する効果を持つと指摘しているように、この消費税は所得の低い人ほど負担率が重くなる逆進性の不公平税制であります。

さっき、政府において適切に判断されると、こういうご答弁もございましたけれども、安倍首相は景気がどうあれ増税すると決めているわけですね。先ほどの原発も今の消費税も、もちろん国の問題ではありますけれども、ここは国の言いなりではなく、住民の立場で町長としてぜひとも意見表明をしていただきたい。これはイデオロギーとかの問題ではなくて、やっぱり住民の生活実態や生の声をしっかりと受けとめられる基礎自治体の長だからこそ、住民の立場で国に対してはっきりと物を言うべきであるということをご指摘しておきたいと思っております。

次に、定住化対策について。若者が移住・定住できるまちづくりについてお聞きいたします。

全国的に、特に地方におきましては高齢化や後継者不足などによる耕作放棄地や空き家の増加に加え、人口減少などの影響などによる里山の荒廃や集落のコミュニティー機能の低下が問題となっています。宇治田原町におきましても、多くの若い世代が町外に出てしまい、人口も子どもの数も徐々に減ってきております。

先ほどの稲石議員の質問にもございましたけれども、若い人で定住したいと思う人が極めて少ないことは非常に憂慮すべきことであり、今こそ移住・定住化を促進し、若い人が住み続けられるまちづくりを進めるべきであると思っておりますが、町としての対策をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 奥谷企画課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 定住人口の減少は、地域経済の縮小につながることはもちろん、ひいては地域社会全般にわたる活力の低下につながります。

このような中、先ほどの稲石副議長のご質問にもありましたように、先般実施されました少子化実態調査におきまして、本町では若い方々、中でも女性の定住意向がかなり低い結果となりましたことは非常に憂慮すべき事態と認識いたしておるところでございます。したがって、議員ご指摘のとおり移住・定住化を促進し、若い方々が住み続けたいと思っただけのようなまちづくりの推進は非常に重要であり、今後重点的に取り組む必要があると考えております。

こうしたことから、平成27年度予算には、子育て世代の経済的負担を軽減するなど、子どもを安心して産み育てる環境づくりに重点を置きましたとともに、平成26年度3月補正予算におきまして、国の交付金を活用した定住化につながる各種事業を計上させていただいているところでございます。

今後のさらなる具体的方策等につきましては、策定を進める第5次まちづくり総合計画や地方版総合戦略において掲げてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 近年、田舎暮らしや自然志向が非常に高まっておりまして、余暇を利用した田舎での生活や定年就農、Uターン、Jターン、Iターンといったような都市から農山村へ移住を希望する方が増加をしていると思います。そういったニーズに宇治田原町としても応えていく必要があるのではないかと考えるところです。

3月補正におきまして、空き家の調査の実施をされるということでありまして、先ほどの谷口議員のご質問にもあったところですが、こういう空き家を活用して定住・移住を促進していくというのは、1つの有効な方策ではないかというふうに思っております。

谷口議員は京都市の例を示されましたけれども、ほかの自治体でも、空き家の活用をはじめとしてさまざまな定住化対策を推進されております。例えば綾部市では、定住促進課というのを庁舎内に設けておられまして、定住サポート総合窓口において、空き家の紹介や空き家を購入または賃借した者が行う改修工事に要する経費に対し、限度額100万円の補助金を交付しています。岐阜県高山市でも、空き家改修に200万円までの補助金、また地元に戻ってきた35歳以下の若者などに対して月1万5,000円の家賃の補助が3年間支給される制度がございまして、こういう住宅の確保が定住・移住対策には非常に有効ではないかというふうに考えます。

また、雇用の確保も重要であります。宇治田原町で新たに商売や事業を始める、また就農する方々に対する町独自の補助制度なども検討すべきではないかと考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） ご答弁申し上げます。

先ほど谷口議員へご答弁させていただいたとおり、近年、本町におきましても空き家の存在が散見されるようになり、地域コミュニティーの維持からも重要な課題であると

認識しております。こうしたことから、まずは空き家がどのような状況にあるのかをしっかりと認識する必要があると判断し、補正予算に実態調査に要する経費を計上させていただいたところでございます。

また、雇用対策につきましても、今後策定を進める地方版総合戦略においてしっかりと位置づける中、雇用機会の確保や創出につながる地域特性を生かした産業政策等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 具体的にはこれからだと、第5次まちづくり総合計画や地方版の総合戦略において位置づけていくということでもございましたので、ぜひともよろしくお願いいたしたいと思っております。

3点目の子育て支援の強化についてお伺いをいたします。

まず、子育て支援センターの充実についてであります。

現在の子育て支援センターは、これまでもご指摘申し上げてまいりましたけれども、職員室の奥に追いやられ、当初の広さとは比べものにならないくらい手狭となっております。保護者からは、職員室を通るので行きにくいという声もあり、子育て支援という役割を果たせていないのが現状ではないでしょうか。そもそも、保育所内にあることで、保育所に通ってない子どもの保護者には敷居が高いという声もお聞きをしているところですので、もっと広い別の場所に移設をし、充実を図るべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

また、立川のみんなの家については、現在週2回開設をされておりますがボランティアの数が減少しているとお聞きをしています。この運営をボランティアに頼るのではなく、専任の職員を置いて充実すべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、トイレは屋外にあり昔ながらの和式となっていて、怖くて行きたがらないという子どもさんもいるという声を伺っております。抜本的な改修を求めますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（田中 修） 大江理事兼福祉課長。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 地域子育て支援センターは、子どもを抱えて気兼ねなく来ていただける場所で、子育て中のお母さん方にとってほっとする空間であり、悩みを話したり親同士のかかわりを求めたりするための場所として運営をしております。

現在の子育て支援センター室は、平成25年度に保育所施設機能充実事業により移設

し、改修したものであります。日当たりがよく明るい部屋であるため、場所としては適しているものと考えています。講演会などの事業で利用者が多くなる場合などは、保育所ホールを利用するなど、工夫しながら運営を図っているところです。

一般利用におきましては、子育て相談や親子で遊びに来られたときなどは十分な広さが確保できているところです。現在の場所に移った当初は、職員室から入るので行きにくいという声もありましたが、今ではなれていただいたことや、保育所職員も明るく迎えておりますので、少し解消されたように感じているところです。

また、子育て支援センターで実施しています広場などの事業をふやしたことや、ホームページのブログによる周知により利用者が増加しています。今後も、事業の充実を図り、利用していただきやすい子育て支援センターの運営に努めたいと考えているところです。

なお、もっと広い場所に移設をとということにつきましては、今後、保育所におけます病児保育の実施や保育所入所を希望される児童数などの推移などをあわせ、総合的に考えていかなければならない課題であるというふうに捉えているところです。

次に、みんなの家についてですが、みんなの家は、少子化や核家族化、高齢化が進む中、子育て家庭と地域の人と人のきずなを深めることを目的として設けているもので、子どもの遊び場であり、親同士が気軽に遊べる場として、また幅広い世代が集い子育てをサポートする場として、古い民家を町が借用し平成22年9月に開設したものです。

これまでみんなの家においては、子どもを持つ母親だけでなく、お年寄りも参加をしていただき、お餅つきをするなど世代を超えた交流の場として好評を得ております。運営に当たりましては、子育てに関心のある一般のボランティアをはじめ、お母さん方のサークルメンバーが中心となりスタッフを努めていただいています。なお、ボランティアスタッフにお願いできない場合は、子育て支援課の臨時職員で対応しているところです。このように、みんなの家ではみんながスタッフという考え方で運営をしているところであり、専任の職員配置は現時点では考えていないところでもあります。

トイレについてですが、古い民家をそのまま借りているため、トイレも昔ながらの屋外にあるくみ取り式となっています。ポータブルトイレの設置も試みましたが、狭いため設置できないのが現状であります。そのため、トイレの中ではなく、小さい子ども用としてトイレの外に置くことも可能かと思われますので、よい方法を見つけないかというように考えているところです。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 今の答弁の中で、現子育て支援センターに行きにくいという件について、なれていただいたことや保育所職員が明るく迎えているので解消されたというご答弁がございましたけれども、それは言ってもしょうがないと諦めてはるからですよ。決して解消されたということではないというふうに私は思います。

昨年12月議会でも質問をさせていただきましたけれども、今、小さな子どもを連れて遊べる場所、特に雨の日、休みの日に遊べる場所がないので、こういう場所がほしいという声が多くあるというお話もさせていただきました。今の子育て支援センターのそういう役割を果たせていないというのを指摘しておきたいと思っておりますけれども、ぜひともこういう要望にも応えられるように、広い別の場所の子育て支援センターを強く要望しておきたいというふうに思います。

次に、子育てに係る経済的支援の強化についてお聞きいたします。

先ほどのご質問にもございました来年度予算につきましては、子育て支援、経済的支援の強化に取り組んだというご答弁もあったところですが、文部科学省の学習費調査では、学校教育費、学校給食費、学校外活動費に係る総額の平均は、公立小学校で年間30万5,807円、公立の中学校で45万340円にもなります。これは2012年の調査であります。

宇治田原町におきましては、さらなる経済的支援の強化を求めたいというふうに思いますけれども、例えば保育所につきましては、今回、多子家庭は確かに拡充されました。しかし、全体の保育料については変わりませんし、また一時保育につきましても引き下げをとという声もお聞きしています。また、学童保育の保育料もございますし、小・中学校の給食費や教材費、修学旅行費、これもぜひとも無料化をしていただきたい。高校生の通学費については、来年度拡充をしていただきますけれども、大学生の通学費への補助なども求める声が非常に大きくございます。

こういった子育てに係る経済的支援のさらなる強化について、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、子育てに係る経済的支援の強化についてというご質問でございますけれども、子育てに係る経済的支援の強化について、都市化の進展や就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化していく中で、子育てに係る経済的負担の増大は、子育て中の保護者にとって大きな負担となっております。私自身も、子を持つ親としてみずから経験してまいりました。また、これまでも議員の皆さん、ま

た子育て世代の住民の皆さんからも、ご要望、ご指摘をいただいていたところでございます。

そういった中で、本町におきましては、私の公約であります、未来に希望と責任という基本的な視点に立ち、教育、保育、医療を通した子育て世代の経済的負担の軽減を図る施策として、子育て支援医療費支給事業、多子家庭応援保育料軽減事業、高校生通学費補助事業、そして修学旅行費援助事業等を実施しているところです。その中で、多子家庭応援保育料軽減事業や高校生通学費補助事業につきましては、より一層の負担軽減を図るため、拡充する予算を今回計上させていただいております。

今後におきましても、地方創生という観点からも、子どもを安心して産み育てやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 次に、子育てしやすいまちづくりについてお聞きいたします。

3点ございまして、1つ目は妊婦さんも子ども連れでも気軽に出かけられるよう、公共施設を中心にマタニティ駐車場やおむつがえシートの設置促進を求めますが、この点はいかがでしょうか。

2点目は、最近ベビーカーを押して歩いておられるお母さんをよく見かけるところですが、歩道や側道に結構段差やでこぼこがございます。ベビーカーが安全に通行できる道の整備が必要と考えます。ベビーカーが安全に通行できるということは、例えば車椅子やお年寄りの方々にも優しい道ということになると思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、先日実施をいたしました議会報告会では、小さなお子さん連れの方が2人来てくださいまして、その子どもたちがおしゃべりをしたりするので随分と周りの方に気を使っておられました。アンケートには、保育の実施をとの要望があったところがあります。昨年、教育委員会が実施されました小中一貫教育の説明会におきましても、子どもを預けられる保育があれば行きたかったという声もあったところがあります。

子育て真っ最中のお母さんやお父さんが参加するような町の事業の際には、保育を実施し、小さな子ども連れでも参加できるようにしていくべきと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 大江理事兼福祉課長。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 本町の公共施設の駐車場には、移動に配慮が必要な方が

自動車で利用される場合の利便性向上を図るため、公共施設おもいやり駐車場として整備しました専用の駐車スペースを設けています。これは、京都府が実施しています京都おもいやり駐車場利用証制度の活用とあわせ、可能な範囲で町内の公共施設に設けているもので、役場、総合文化センターをはじめ、8カ所において駐車スペースへのペイント塗装や標識看板を設置しています。利用対象は、障害や高齢、難病で歩行が困難な方、妊産婦で一時的に歩行が困難な方などとなっています。京都府に申請しますと利用証が交付され、車椅子マークの駐車場を利用いただくことができます。これまで、町内の妊婦さんから本町の窓口を通じて申請があり、利用証が交付されているところでございます。

おむつがえシートについては、総合文化センターの女子トイレにおむつをかえる台を設置しています。それ以外では、住民体育館の女子トイレに幼児用の椅子を設置していますのをはじめ、役場や保健センターには、乳児用のベッドを設置しています。既存の施設に設置するためにはスペースなどの関係から困難なものがありますが、今後、町が設置する新たな施設においては、利用対象者も踏まえ、可能な限り設置に努めたいと考えているところです。

次に、保育についてですが、本町では、地域子育て支援センターで実施しています講演会や講座等におきまして保育ルームを設け、子育て中の保護者が参加していただきやすいようにしているところです。また、小さいお子さんの離乳食教室など食育関係の事業においても保育ルームを設け、対応をしてきました。さらに、町が開催します会議においても、一部ではありますが対応しているところです。このほか、一般の方が応募し受検されますものしり検定においても、希望をお聞きしながら必要な場合は保育ルームを設けることとしています。

このように、これまでから必要に応じて対応してきているところであります。今後、事業や会場等により保育ルームを設置できる条件もございますが、さらに子育てしやすい町を目指して、できるだけ意識しながら保育ルームの設置に努めたいというように考えております。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） ベビーカーが安全に通行できる道の整備ということについて答弁申し上げます。

まず、道路につきましては、国・府道については京都府が、町道につきましては本町が、道路管理者として適切な整備と維持管理に努めているところでございます。全ての

状況をリアルタイムで把握することは困難でございますので、万一お気づきの点がございましたら、ご連絡を頂戴できればというふうに考えております。

また、理想的には全ての道路に車道と区分された歩道が設置されていることが望ましいと考えますが、さまざまな経過や理由によって歩道の設置されていない道路が数多く存在しており、ベビーカーの通行はもとより、歩行者全般の安全対策についても検討していかなければならないと考えております。しかしながら、現実問題として、全ての道路に歩道を設置することは不可能であり、現状を基本としてどのような対応策が有効であるかを検討する必要があります。また、道路の凹凸や段差の解消は、有効な対応策の一つであると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、利用される方々の立場に立って対処することが寛容でありますことから、子育てしやすいまちづくりに向けて努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 今、地方創生の名のもとに、全国の自治体が、先ほどの質問にもありましたけれども、定住化や少子高齢化、人口減少の対策に取り組んでいます。

例えば、子育て支援でいえば、京都府の伊根町のように給食費や教材費が無料のところもあれば、医療費を高校生まで無料にしているところ、また保育料を無料にしているところもございます。

先ほどの定住・移住化促進とも重なるわけでございますけれども、そういった中で、我が宇治田原町に移住・定住しようという若い人をふやすためには、経済的負担の軽減はもちろんですけれども、この自然豊かな宇治田原の魅力を十二分に発揮をして、子育てするなら宇治田原でと言われるような施策が求められていると思います。健康長寿日本一とともに、子育て応援日本一を目指した町政運営が必要と考えますが、これについての町長のご所見をお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、今西議員のご質問にお答え申し上げます。

私は、これまでから、未来の宇治田原を担う子どもたちは町の宝であると考えていますことから、その子どもたちを育てていただく子育て世代への支援が非常に重要なことであると捉え、充実を図ってきているところであります。折しも新年度から、子ども・子育て支援新体制が始まろうとしております。

そのような中、本町の子ども・子育て支援事業計画においては「子どもは町の未来

みんなで育む「うじたわらっ子」を基本理念として、未来の希望である全ての子どもたちの最善の利益が尊重され、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう地域のみんなで支え、ともに成長できるまちづくりを目指すとして取りまとめたところでございます。本町の特色を生かしたこの計画を着実に実施していくことにより、さらに子育てしやすい町の実現が図られると考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○5番（今西久美子） 終わります。

○議長（田中 修） これで、今西久美子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、3番、山内実貴子君の一般質問を許します。山内君。

○3番（山内実貴子） 3番、山内実貴子でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1件目、健康対策についてでございます。

高齢者が健康で元気に生き生きと過ごされるよう、元気はつらつ若返り塾での体操やことぶき大学での講演など、さまざまな取り組みが持たれています。住民体育館やトレーニングセンターの利用にも健康対策としての取り組みが持たれ、個人やグループでも楽しく参加されています。そんな中でも、自分はまだその中には入らないという方、また、きっかけがなくなかなか行きづらいという方もおられます。

身近に、自分の行きやすい時間に、ちょっとした運動ができる場所として、健康遊具を公園に設置し、誰でもが自由に運動に参加できる体制にしてはどうかと考えます。ウォーキングやジョギングの拠点として、ただ来て運動するだけでなく公園として子どもたちの遊べる機能とその見守りや交流も図られる場所として、地域での健康に対する取り組みの意識啓発にも有効だと考えます。このような公園整備についてぜひご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 近年の少子化による公園を利用する子どもの減少及び中高年者による公園利用者の増加などの理由から、有効的な公園活用方策が求められるところであり、また健康に対する意識の高まりから、ストレッチやぶら下がり運動のできる健康遊具を公園に設置される自治体がふえています。

本町においては、いまだ健康遊具の設置は行っておりませんが、こうした傾向を踏まえる中、都市公園並びに児童遊園の整備や更新を進める上で、設置についての検討を要

するものと認識いたしております。基本的には、健康遊具と呼ばれる設備は大人向けの
ものであり、設置に当たっては、本来児童遊園や公園の持つ機能を損なうことのないよ
うにするとともに、子どもも使用する可能性を前提として、国の定める安全基準に適合
する形で進めなければいけません。

このような状況を踏まえまして、今後の整備スケジュールの中で健康遊具の設置を検
討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） 健康で生き生き過ごしたい、そんな思いは誰もが持っておられ、
少しでもはつらつと毎日を送りたいと願うものです。健康のバロメーターというのは人
それぞれ違うものという考えもあるかとは思いますが、自分ではわからない体の内面の
目安には、健康診断やがん検診などが有効です。やはり早期発見、早期治療が大切にな
ります。そして、健康で長生きをと目指す中で、家にこもることなく外出したり、体を
動かしたりすることも必要になります。外の空気に触れて体を動かすことが健康づくり
の一步にもなります。そして、公園での健康遊具の利用は、介護予防や健やかな健康づ
くり大きく貢献するものです。

井手町にも健康遊具を取り入れた公園があります。先日、親子3代とみられるご家族
が来られていて、それぞれが児童遊具や健康遊具を使い、楽しんで挑戦しておられた姿
を目にしました。ただ近年、誰もが利用できる公園だからこそ、健康遊具での子どもの
事故も多く報告されているようです。国も子どもが利用する可能性のある健康器具系施
設に関するハザードなど、安全点検や保護者、地域住民との連携、見守り等、その対処
なども示しています。

ご答弁にもありましたように、国の定める安全基準などを踏まえ、足のつぼを刺激す
るものやぶら下がり、ベンチ式のものなど取り入れやすい器具からでもよいでしょう。
健康対策としても、今後の公園整備の中で関係課との連携も図りながら、健康遊具の設
置をぜひお願いいたします。

次に2件目、子育て支援対策についてお伺いいたします。

就学前の保育・教育環境についてでございます。

4月から施行の子ども・子育て支援新制度では、保育の必要性を認定するということ
になっています。子育て世代のニーズと宇治田原町の保育・教育環境はどうでしょうか。

保育所は、新年度も待機児なしでのスタートとなるようですが、幼稚園を希望される
方のニーズは多様で、町外の幼稚園を利用されることも多いのが現状です。しかし、小

学校に入学時、同じ幼稚園の友達が少なく、小1ギャップを感じる保護者がおられます。先日の議会報告会でもこのような声があり、認定こども園の設置を提案しておられました。

幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えた認定こども園の設置についてのご見解と現存する町立保育所うぐいす幼稚園との連携、また新たな施設の開設など、選べる保育・教育環境について、お考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 大江理事兼福祉課長。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 現在、本町においては、平成27年度から平成31年度までの5年間の子ども・子育て支援の充実に向けた取り組みの方針を明確にする子ども・子育て支援事業計画の策定を進めています。本計画では、保護者の子育て施策へのニーズを把握・推計するためのアンケート調査を行い、そのニーズを満たすために必要な教育・保育の量の見込みと確保の内容、実施時期を明記いたしますが、現状においては、教育・保育ともに必要な量を提供できる体制を確保できるものと見込んでいます。

ご質問の認定こども園につきましては、教育・保育施設の一つの形態であります。本町においては、4月から子ども・子育て支援新制度の開始に際し、教育・保育の必要量については町内のうぐいす宇治田原幼稚園及び町立保育所で確保されていることから、まずは現行の施設において良質かつ適切な教育・保育体制の提供に努めることが優先課題だと考えています。

保育所においては、近年、ゼロ歳、1歳の低年齢児のニーズが高く、安全面に特に配慮が必要であり、クラスに副担任を配置するなど、保育所全体での保育の質の向上を図ることとしています。また、幼稚園については、幼稚園利用者全体では、町内のうぐいす宇治田原幼稚園の利用が一番多いものの、多くの方が町外の幼稚園を利用されているのが現状であり、町内幼稚園のさらなる利用促進を支援するために、給食の提供や就園奨励費の上乗せ補助など、さまざまな支援施策を講じているところです。

ご指摘のとおり、小学校就学時の不安解消のためには、地域とともに学び、育つ環境は大切であり、今後においては、保護者に望まれる教育・保育環境を提供できるよう、町内の幼稚園・保育所が連携して相互に質の向上を図られる体制の構築を目指してまいります。また、計画の推進に当たっては、保護者ニーズの継続的な把握に努め、認定こども園を含めた教育・保育施設のあり方については、子ども・子育て会議等におきまして、引き続き協議したいというように考えています。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） 本町でも、子ども・子育て支援事業計画の策定を進めるため、保護者の子育て施策のアンケート調査を実施し、そのニーズを把握・分析されています。

まずは、うぐいす幼稚園及び町立保育所での教育・保育の必要量が確保されていることから、町内の現行の施設において、その質の向上と支援施策にとご尽力いただいているとのこと、今後もさらなる質の向上と連携を図っていただけますよう、よろしく願いいたします。

子育てニーズはさまざまあると思います。一人一人の、一つ一つのニーズに応えていくことはなかなか難しいことです。それでも、そういう声に耳を傾けていくことが、この町で子育てをと願う子育て世代への支援の一步だと思います。子ども・子育て支援新制度の実施の中で、宇治田原町で提案できる保育や教育の形態をもっと広く知らせていくこと、その上で、どのような形態が必要なのかをともに考えコーディネートしていくことが大切でしょう。

今、地方創生をとの取り組みの中で、家族を都会から地方へと引きつける魅力とは、育児環境の向上が決め手とも言われています。それは必ずしも都会的な便利なものではないかもしれません。地方には、不便な中でもその中から生まれた知恵があります。また、人とのつながりが身近にあります。宇治田原で育った子どもたちが、みずからもこの地で子育てをと希望を持って思えるよう、まずは、今奮闘中の子育て世代の方が、子育てしやすい環境づくりに向け、地域、行政、各機関などの連携した取り組みをご期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、山内実貴子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、10番、上林昌三君の一般質問を許します。上林君。

○10番（上林昌三） 10番、上林が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本町の今後の救急体制について、質問をいたします。

京田辺市消防本部に事務委託を平成4年からお願いいたしまして、はや23年がたとうとしていますが、この間、数多くの方々が救急搬送され、早期治療に当たっていただく中で、人命はもとよりけが人の救護など、本町住人にとりまして、日ごろ大変お世話になっておりますが、救急業務にかかわっていただいている署員の方々に改めて感謝申し上げます。

京田辺市消防本部から出されました統計資料によりますと、平成26年中において、宇治田原町から搬送されました人員数は529人の方々のうち、その内訳としまして、年齢別で申し上げますと、満65歳以上が313人、満18歳以上満65歳未満の方が

176人、満7歳以上満18歳未満の方が22人、生後29日以上満7歳未満が17人、生後28日以内1人ということになっております。また、そのうち急病によるものが、320人と最も多く、次に一般負傷者が98人、交通事故による搬送者が62人、労働災害が29人などと年々増加しているのが現状であります。そうした中で、送迎先であります宇治市内の2つの総合病院が新築移転と事業を刻々と進められていまして、また既に、それらの病院の送迎専用車が本町に入っている状況であります。

そこで、救急搬送については、今までから基本直近病院と聞いていますが、このたびの病院移転等に伴い、今後はいずれも本町から遠のく形となりますが、有事の際、当局ではどのような対応になると考えておられるのか。また、救急車には、救急救命士が乗車していただいておりますが、それぞれの場面でどのように対応されているのか伺います。そして、救急車が到着するまでの間、家族や身近な者での初期対応が大切と思いますが、住民に対し、AEDの取り扱い方法等普通救命講習受講の啓発について、町の考えをあわせてお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） ご答弁申し上げます。

消防・救急については、京田辺市消防本部に委託し、宇治田原消防分署が住民の安心・安全を担って、町、消防団、区自治会、自主防災会等と連携をし業務を行っていただいております。

ご質問にございましたように、本町では年々救急搬送件数もふえているところでございます。昨年、最新の高規格救急車を配備し、日夜救急業務に当たっていただいているところでございます。

そうした中で、主に搬送されている宇治市内の総合病院が新築移転等と工事が進められており、心配されている方もおられると存じますが、日ごろから救急業務につきましては、急病人が発生した場合、救急救命士を含む3名が乗車した救急車が出動し、現場到着すれば患者の観察、処置を実施し、状況を聴取したのち、救急車内に収容し、患者の症状に適した病院を直近病院から選定、連絡し、搬送病院決定後、救急車は病院へと向かいますので、病院の移転があっても迅速に対応していただけるものでございます。また、特殊な病気やかかりつけ病院があれば、それらの病院へ連絡をとり、搬送病院決定後、救急車はその病院へと向かう場合もございます。

また、急に倒れて意識がなく、呼吸も脈もない、ろれつが回っていない、けがで大量出血がありとまらない等の状態は急を要する状況でございます。すぐに救急車を呼ぶた

めに119番通報をしていただきたいと存じます。家族や友人等が倒れた場合、助けられるのは近くにいる人でございます。救急車が到着するまでの間が最も重要であり、日ごろからいざというときに備え、毎月第2土曜日に宇治田原分署にて普通救命講習を実施しておりますので、事前に申し込みは必要でございますが、積極的に受講していただくよう町広報誌等を通じ広く住民の皆さんに周知しているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 上林君。

○10番（上林昌三） ありがとうございます。

このたびの病院移転によって、本町からは確かに遠のくものの、迅速に対応していただけるようでありますので、安堵いたしました。

ところで、ふだん近隣の住宅などで救急車がとまると、どこの誰やろと気になったり、次に、救急車が到着してから発車するまで暇がかかっているなどか、一刻も早く搬送してあげてほしいと気をもむところではありますが、ご答弁内容によりますと、現場では急病人に対して1分1秒を争う初期処置が救急救命士により施されていると同時に、さまざまな作業が行われていると聞き、理解できました。本当にご苦労さまでございます。まず、1つ目の質問を終わらせてもらいます。

次に、環境問題についてお尋ねいたします。

とりわけ、プラスチック製容器包装分別収集の取り組みについて質問いたします。

昨年の12月議会で一般質問させていただきましたが、本年1月から、プラマーク容器包装物の分別収集が始まり2カ月余り経過する中、当局からは、最初の1月の2回目の収集ぐらいまでは、汚れているプラマークなどが混在していても全て収集する方向である、また、そして3回目以降は、明らかに遺物が混入している場合など特に目立つものから違反ステッカーを張り、徐々に啓発を進めてまいりたいと聞いておりました。また、所管の常任委員会におきましても、そのようなご報告をいただいているところであります。

そうした中で、現在のごみステーションの分別はどうか、また、搬出状況についてお伺いします。あわせて分別による効果についてもお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 青山環境課長。

○建設・環境課環境課長（青山公紀） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

プラマーク容器包装物の分別収集につきましては、平成27年1月から週1回の収集と定め、住民の皆様方などのご協力を得て開始しているところでございます。この間のプラマーク容器包装物の分別、搬出等の状況につきましては、一部紙製カップめんやパックジュースの容器、また汚れのひどいものなどがまざっている状況ではございましたが、おおむね分別、搬出されているところでございます。また、城南衛生管理組合での組成調査においても、本町分につきましては、ほぼ適正に分別・搬出できているとの報告を受けております。

一方、燃やさないごみの日につきましては、明らかに、お菓子の袋、発泡トレイ、カップめん容器などプラマーク容器包装物として搬出しなければならないものがごみステーションに出されている状況が見受けられているところでございます。

また、分別による効果につきましては、資源物としてリサイクルすることにより、ごみの総量が減るわけでございますが、この事業に取り組むことで、住民の方に資源の大切さについて理解を深めていただき、ごみとして処分するものをできるだけ少なくし、本町及び衛管管内のごみの減量のみならず、スリーRの推進と環境に優しい循環型社会の形成が期待されるものと考えております。

今後におきましては、特に燃やさないごみの日にプラマーク容器包装物の搬出が目立っており、引き続き資源ごみとして分別・リサイクルすることの意識づけに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 上林君。

○10番（上林昌三） ありがとうございます。

今回、分別収集がスタートしてから、どちらのご家庭でも同じと思いますが、私の家でもプラマーク容器包装物を分別することにより、昨年までは燃えないごみとして一括して出していたのを、今では一つ一つプラマークがついているか確かめながら分けてごみ出しをしています。改めてリサイクル可能な材料が大変多いのに驚いています。まさに捨てればごみ、生かせば資源を実感しているきょうこの頃でございます。

担当部署におかれまして、まことにご苦労さまですが、今後とも城南衛管における組成調査によるプラマークの割合の率が高まるように、住民に対しての啓発をよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、上林昌三君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後3時15分から会議を再開いたします。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時15分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

9番、原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○9番（原田周一） 9番、原田周一が通告に従い、質問をいたします。

まず1件目は、先日報道がありました、立川地区に5月オープン予定の大手チェーンスーパーの開店に伴う地元小規模小売業者への影響についてお尋ねいたします。

我々消費者にとっては、日常の買い物の選択肢が広がり、大いに歓迎すべきことと多くの住民が望んでいるのは事実であります。私は、過去、サラリーマン時代、転勤で各地に赴任した経験があります。大型店舗の進出は、そこに住む住民には大歓迎ではありますが、一方、従来から地元で頑張ってきた小売業者にとっては死活問題でもあります。各地の商店街がシャッター通りになっているとの各種報道は記憶に新しいことでもあります。

本町では、町商工会によるプレミアム商品券の発行に交付金より補助など、町内での消費喚起を支援して商工業者の活性化のため、当局も努力していることは承知しております。

行政当局は大手スーパーの進出に伴い、地元小売業者への影響をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） 議員ご指摘のとおり、当該大手スーパーの進出は、本町において、さまざまな面で少なからず影響があるやに存じます。まず、議員ご指摘のとおり、住民の皆様には買い物の選択肢が広がり、また町内雇用も生み出すことが考えられます。次に、やはり地元で食品等を取り扱っておられる小売業者にとっては、競争相手の出現により、厳しい局面を迎えることが予想されます。

しかしながら、現状を見ますと既に同規模のスーパーが進出しているにもかかわらず、各お店の努力によって、その新鮮さからやっぱり魚は地元の魚屋さんで購入されているとか、SNSを利用し、店の売りをしっかり打ち出して客足が落ちずに伸びている小売業者さんもいらっしゃいます。また、昨年実施されました食のイベント「宇治田原を食べつくす」に見られるように、町内の店舗が協働して新たなメニュー、消費喚起に取り組み、実績を上げておられる例もあります。

町としては、こうした創意工夫で頑張っておられる小売業者さんを応援すべく、店の

強みを生かすような経営改善の取り組みや、地域資源を生かした新たな事業を応援すべく、地域ブランド育成等応援事業を実施する予定であります。今年度も継続して実施される前述の「食べつくす」イベントにも助成させていただく計画をしております。

加えて、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した発行総額約8,000万円のプレミアム商品券の発行助成や、引き続き中小企業経営支援事業として中小企業の負担を軽減し経営安定を図るため、信用保証料及び融資利子に対して補給金を交付する事業も継続していく考えであります。こうした各種事業により、町内の小売業者への支援をしっかりとやっていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○9番（原田周一） 先ほどの答弁で、さまざまな支援策を講じていることは理解できました。

また、27年度予算においても中小企業経営支援事業として、小規模応援融資としての利子補給制度も予算化していただいております。現在の利子額50%以内の補給に対しては異論もありますが、先ほど答弁にもありました支援だけでなく、例えば町内の店舗が協働して新たなメニュー、また新商品に対してふるさと納税の景品などの採用も検討されてはいかがでしょうかと提案させていただき、この質問を終わります。

次に、2件目、水資源の確保。中でも水質保全の確保の観点から山林管理についてお尋ねいたします。

本町の上水道は全て地下水であり、また、新たな水源を求めて試掘もあり、川東取水井の新設工事が平成27年度に計画されていると聞いております。

本町の面積58.26平方kmのうち75%の4,386ヘクタールが山林であり、山林面積では、平成19年の4,407ヘクタールが平成24年では4,386ヘクタールでほぼ横ばいではありますが、森林蓄積では平成19年の95万799m³から平成24年では102万8,777m³と増加しております。中でも町財産である公有林と私有林では、面積では98%を占める私有林において、蓄積率では平成19年に比較して7%も増加しています。

森林蓄積は、森林を構成する樹木の体積ですが、我が国全体においても森林蓄積は増加していると聞いております。特に、人工林の蓄積増加は昭和41年と比較して2.6倍、また人工林では5.5倍との報道もあります。

本町の人工林及び天然林、その他の割合はどのようになっているのか。また、私有林

に対する間伐の状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） 本町の森林の状況でございますが、森林面積4,386ヘクタールのうち天然林は1,855ヘクタールで42.3%、人工林は2,531ヘクタールで57.7%となっております。

人工林のうち町有林につきましては、毎年約6ヘクタールの間伐を行い、森林整備に努めておりますが、私有林につきましては、近年の木材価格の低迷により、間伐可能な林齢になった森林に関しましても、不採算のため間伐を見送られている状況でございます。

そのような私有林に対しまして、毎年、宇治田原町森林組合が調査を行い、森林所有者へ水源涵養、土砂流出防止の重要性を説明するなど森林管理の指導、協議を行い、間伐等の森林整備を進めております。平成24年度には32.76ヘクタール、平成25年度には38.57ヘクタールの私有林の間伐を実施しており、森林の保水力確保にも努力をしておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○9番（原田周一） 私が調査したところ、私有林のうち、面積比で生産森林組合関連が全体の27%、造林公社1%、会社所有が4%、社寺、神社、お寺が3%、共有林が1%弱、そして各個人などの私有林が66%となっております。

先ほどの答弁で、平成24年度32.7ヘクタール、平成25年度38.57ヘクタールで、町有林を合わせても大体38から44ヘクタールの間伐で、山林面積の10%強程度の状況であります。先ほど、水源涵養・土砂流出の話がありましたが、山に降った雨はすぐに流れ出すことなく土壌に浸透し、ゆっくりと地下水に蓄えられ、そして少しずつ川に流れ出ます。また、雨水は森林に浸透する間に自然のミネラルが溶出し、澄んだおいしい水を供給してくれています。間伐を行わない山は、太陽光がほとんど差し込まないために土地が痩せ、下草も生えず、根もしっかりと張ることができないため、土砂災害が起きやすい状況になることはご承知のとおりであります。森林と裸地では、土砂が流出する量は森林では裸地の50分の1との報告もあります。

山の所有者が高齢化したり、また転居したりして山の管理ができなくなり、森林が荒れている事例は国内でも多くあります。山の管理の問題といえば、国、県などの行政部門と森林・林業関係者及び一部のNGOの連携が多かった歴史があります。町有林では私企業のモデルフォレストの取り組みで整備作業が進んだことも聞いております。私は

町有林だけでなく、行政が主体になって、私有林にもモデルフォレストの導入運動を進め、産・官・学・NGO・住民の横断的取り組みが早急に必要と思います。

私たちが生きている間の水量は確保できていても、現状では子々孫々の代ではどうなっているのか危惧を感じざるを得ません。私有林の整備については、多くの問題を抱えていることも承知しております。川からの取水権がない本町では、地下水が住民の命です。森林の保水力確保に向け見解をお願いいたします。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） 私有林につきましては、近年の木材価格の低迷により間伐可能な林齢になった森林に関しても不採算のため、また伐期を迎えている立木も間伐を見送られている状態ではありますが、議員ご指摘いただきましたモデルフォレストも近年活発に取り組みをされておりますことから、京都府モデルフォレスト協会や京都府並びに林業各関係機関とも森林整備について連携を図り、間伐材の利用を協議・検討し、今後、森林所有者にも間伐等の指導を行い森林整備の推進を図るとともに、森林の機能を生かした水源涵養機能を十分に発揮できるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○9番（原田周一） 町長は、過去、森林組合の組合長も経験され、現在は町長として1万住民の生命を守る責務を負っておられます。先人が築き上げた本町の歴史と住民生命を後世に引き継ぐため、水資源の確保についてどのような見解を持っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、原田議員のご質問にお答えを申し上げます。

森林の持つ役割は、水源涵養機能はもちろんのこと、森林は環境への負荷の少ないすぐれた素材である木材の供給や生活環境の保全、安らぎや憩いを得る場の提供を通して豊かな生活へ寄与するとともに、地球温暖化防止にも貢献するなど、生活と深くかかわっております。

これらは適切な管理により、森林の有する多様な機能の維持・向上が図られるものと考えます。

議員ご指摘のとおり、森林の適切な施業管理は、その水源涵養機能の維持を通して水源の確保にも資するものと考えており、今後とも後々の世代のために適切な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 原田君。

○9番（原田周一） 答弁ありがとうございました。

山の持つ機能及び重要性については十二分に認識されていることと推察いたします。

最後に、間伐の成功例として御存じかどうか、南丹市日吉町の森林組合において、間伐作業で職員の年収が約60%も向上した例もあることを申し上げまして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、原田周一君の一般質問を終わります。

引き続きまして、6番、青山美義君の一般質問を許します。青山君。

○6番（青山美義） 6番、青山美義が一般質問を行います。

安心安全対策について。

1件目、連絡道の新設についてでございます。

湯屋谷地域の連絡道の新設についてであります。大雨や暴風雨などの自然災害は、私たちの暮らしに突然襲いかかり大きな被害をもたらします。最近、全国的に大雨や土砂災害等が発生しています。未然に防ぐ対策は必要と考えるところであり、中谷地域では、例えば川下で土砂災害通行どめ等が発生した場合、川上の住民が孤立し、日々の生活に大きな障害が発生するものであり、将来、子どもたちがこの地で生まれて育って住んでよかったと思えるまちづくりの一環として労働環境整備をやらなくてはならないと思います。

そうした観点から、住民の生活を守るためにも中谷地域の横断連絡道は住民生活に密接し、重要道路になるものであります。早期に実現に向かって努力を願うものであります。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、青山議員のご質問にお答えを申し上げます。

湯屋谷地区につきましては、谷筋に沿って住戸が点在しており、地形的な問題から行きどまりの状況にある箇所もございます。ご指摘のように、土砂災害などにより通行どめとなる事態となれば、地域的に孤立する可能性も高いと考えられるところでございます。

このようなことから、以前より湯屋谷地区を横断する道路の要望を頂戴しているところですが、地形条件や係る費用を考慮いたしますと、全面実施することは厳しいと考えております。しかしながら、安心安全面からいたしますと、何らかの対応策も必要では

ないかと思えます。

現在、湯屋谷中谷地区では新たな砂防堰堤を設置する事業を京都府により進めていただいておりますので、この事業と連携する中で、不安を解消できる方策について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 青山君。

○6番（青山美義） それでは2回目。

住民が安心安全な日々の生活を送れるように災害時に強い連絡道をつくること、まさしく快適な生活道であることから、早期の実現を望むものであります。この道につきましては、連絡道と申しましても、この山林の利用道にもなると思っております。そうしたことで早期をお願いをしてみたいという、これもまた続いておいおい要望をしてみたいと思っておりますので、よろしくをお願い申し上げます。

次に、通学路の安全についてでございます。

通学路の雑草が茂り過ぎて通行に障害があり、安全面からボランティアに頼ることなく、行政の責任で管理し、定期的に早目の刈り取りをすべきと考えますが、どのようにお考えなのかお答えいただきたいと思えます。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 通学路として利用されます道路につきましては、それぞれに道路管理者がありますので、除草を含めた安全管理は当該道路管理者が行うことが原則になります。道路沿いの私有地において対策が必要な場合にありましては、その所有者に対しまして適正な管理をお願いすることとしているのが実情でございます。このように道路管理を行っておりますが、毎日のように点検管理を行えないのが現実問題でございます。不行き届きの点がある場合もございますので、そのようなご指摘がございましたら早急に対応することといたしております。

特に、通学路に関しましては、毎日、児童生徒が通行いたしますので、迅速な対応が不可欠であると思っております。このことに関しましては、教育委員会を通じまして、学校や見守り安全隊の方々からの情報をもとに対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 青山君。

○6番（青山美義） 2回目でございます。

この通学路につきましては児童にかかわることなので、原則、原則と言わずに、所管

は京都府と、国道端でございますので京都府ということでございますが、やっぱり子どもでございますので、行政が責任を持ってやるべきと考えますので、今後ともひとつよろしくお願いを申します。

次に、3番目、土木事業についてでございます。

毎年、土木事業の施行箇所の要望書の提出があり、ここ数年来ずっと継続している箇所が多く見られる中で、住民が要望を提出すれば実現するものと思われ、期待され、毎年言っているのに実現しないという声があり、できるものとできないものがありますが、今後、各区の関係者と、これは区長さんですけれども、区長さんと一体になって要望箇所の現場検証をやるべきと考えますが、いかがお考えですか。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 各区から頂戴しております土木事業に係る要望につきましては、書面をもとに現地を確認した上で箇所決定いたしております。このため、必ずしも各区の要望順位どおりとはならないケースも多々ございますが、実施可否及びその理由を明確にお伝えするようにしております。ただ、各区の役員さんが交代される時期などと重なりますと、当方の方針がうまく伝わらないこともあろうかと思っておりますので、そうした点につきましては十分留意をいたしまして、ご説明差し上げるようにいたします。また、要望書提出後でありましても、不測の事態によって事業を実施しなければならない場合もあろうかと思っておりますので、そうした場合には個別に対応を検討させていただくこととしております。

いずれにいたしましても、各区からのご意見、ご要望に対応するため、現場の確認や状況把握を適切に行えるよう努めてまいり所存でございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 青山君。

○6番（青山美義） 各区からの要望でありますけれども、これは全て住民要望であって、要望箇所については行政と区と一体になって現場検証すべきと思っております。

今後、今まで3つを述べてまいりましたが、町長がいつも言われる百万一心、みんなが力を合わせればなし得るという言葉を町長はよく使われていますが、そのとおりでございまして、力を合わせていただければ実現可能だと思いますので、よろしくお願いを申しておきます。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、青山美義君の一般質問を終わります。

引き続きまして、2番、内田文夫君の一般質問を許します。内田君。

○2番（内田文夫） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

質問も終盤になりまして、重複するところが多々あると思いますがお許しをいただいて、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、施政についてお伺いをいたします。

主な施策として、道路交通網や新庁舎の整備、産業・観光振興、暮らしの安全・安心、教育の充実、子育てを中心とする健康福祉サービスの充実、そして地方創生対策を掲げられておられます。どの政策も重要かつ多額の経費を必要とするものが総花的に列挙されております。厳しい財政状況の中であることを勘案すれば、選択と集中の観点から優先順位をつけて取り組むことが肝要であると思うところではありますが、午前の同僚議員の質問に対して、子育て支援を主にした健康福祉サービス、山手線を中心とする道路網の整備、そして安心・安全の確保を特に重点を置いてとのお答えでありましたが、私は教育の充実もそれらにまさるとも劣らない重要な施策ではないかと論ずるところであります。

そんな中で、本年4月より教育委員会制度が新制度に移行し、昨年10月31日の中央教育審議会の答申を受け、文部省は改正法案を提出し、最速で2016年、平成28年に小中一貫校が国の制度化になり、単線型の6・3制だった戦後の義務教育が大きな転換をすることになる今、平成22年度より、府の未来っ子指定を受けて以来、今日まで進んできたことを考慮すれば、絶好のチャンスだと捉え、即新制度の新教育委員会を発足させ、首長である町長と新教育長とで英断を下し、町の教育の進むべき道を明確にされることが喫緊かつ重要であると存じますが、町長はいかがお考えかをお聞きしたいと存じます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、内田議員の教育の充実ということでご質問をいただきましたのでお答えを申し上げます。

教育の充実について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、特別職となる教育長を置くことや、首長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置すること、また昨年12月にありました国の中央教育審議会の答申を踏まえた小中一貫教育の制度化が今後見込まれる等、新しい時代を見据えた教育への転換が進められています。

そのような状況の中で、教育の条件整備など重点的に講ずるべき施策等についての協議・調整をする総合教育会議において、本町の小中一貫教育の推進に当たっての国の小

中一貫教育の制度化に係る事案として協議事項に挙げられているものと考えておるところでございます。

新教育長の新制度ということでございますけれども、今までの答弁の中にも、猶予の期間があるということで速やかに適切な時期に新教育長という形の制度に切りかえてまいりたいということをご理解を賜りたいというふうに思いますし、またいずれにいたしましても、今後の国の動向も踏まえながら、教育委員会との連携を一層強めながら調整を図っていく所存でございますので、今後ともご理解、またご指導賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） ご答弁ありがとうございました。

町長の答えでは、今後の国の動向を踏まえながら教育委員会と調整を図るということですが、私は2016年度、平成28年度には制度化になると推察をしております。連携一貫を5年も続けられた経過の中で察しますに、この月いつかに地方新聞紙上に隣の市の一貫教育校で後輩へのエールの歌をつくった、それを披露するんだという記事が掲載されるのを見るにつけて、心の中で我々は実験台なのかとの疑念を持ちながら卒業していかざるを得なかった生徒が皆無だと言いきれないと思います。教育の充実を、とりわけ一貫教育に留意をいただく中で、最重要施策に加えていただくことを切望して、次の教育委員会の質問に入ります。

次に、連携一貫教育について教育長に質問をいたしたいと存じます。

先ほどの質問でも触れましたが、国の小中一貫校制度化が28年4月実施との報道の中で、本町が進められている連携一貫教育の工程は、西出前教育長より提示を受けた平成26年2月17日付の資料によりますと、学校側担当事業及び町教育委員会主管事業は本年4月1日には実践の段階に入り、小中一貫教育推進協議会担当事業は新組織をどうするか段階に入っているということになってはいますが、現状はどうか。

また、平成26年3月発行の町教育委員会広報「宇治田原町の教育」第1号の最終項目で、教育委員会は、今後、宇治田原町小中一貫教育推進協議会に出される学校側からの情報や提案、協議会委員の皆様のご意見等を踏まえ、一貫教育の進め方や施設のあり方等について方針を定めたいと考えておりますとのことでありますが、もう方針は定められたのかをあわせてお聞きしたいと存じます。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） 一貫教育についてお答えいたします。

小中一貫教育推進の現状についてですが、小中学校教職員で組織する小中連携部会では、学び、ふるさと、交流、支援、人権の5部会により、それぞれの検討内容について小中教職員が連携して協議を行い、推進に取り組んでおります。また、全教職員による合同研修会により、小中一貫教育を推進する上での育てたい子ども像の共通認識をすることができたところです。

そして、地域報告会を開催することにより、児童生徒が連携して取り組んでいる内容について、保護者や住民の皆様にご報告することができたところで、小中学校の9年間を見通した教育実践が進んできています。

ただ、学園構想や学校運営に係る組織については、今後とも十分な調整を図りながら検討していきたいと考えております。小中一貫教育の進め方や小中学校の施設のあり方についての方針につきましては、まだ定めるまでには至っておりません。

今後におきましては、住民の皆様や関係機関、そして議員の皆様のご意見を伺うとともに、丁寧な説明と調整に努める中で定めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） ご答弁ありがとうございます。

まことに失礼な言い方ですが、昨年的一般質問でいただいた前教育長の答弁とさほど差異がなく、計画どおりに進んでいるとは判断しがたく、不満を感じるところであり、一日も早い目標及び方針の完結に努力をいただきたいと存じます。

次に、2問目に入ります。

今ご答弁をいただいたのは、議会報告会においても質問の度合いは一貫教育についてが最も多く、ボルテージも最高であります。このことは、特殊な学校文化、学校観の要因もあつての情報開示の少ない点に起因するところがあるんだろうと察します。縦の線をしっかりつくり、9年間を通したカリキュラムを策定し、そのメリット及び注意点などを生徒や父兄が理解できるように詳しく説明をしていただくことが大切であると存じます。

昭和58年改訂以来の学校指導要領もあり、そう簡単には完璧なものは難しいということも十分理解をいたしておりますが、適時改正をすることを前提にしてでも結構ですから、今考え得るベストの方針を開示すると同時に、抽象的な言葉ではなく、具体的な数字等を用いて説明がなされれば、安心感を生むことができ、いい方向に協働をしてい

けると思いますが、教育長はいかがお考えでありますかお伺いたします。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） お答え申し上げます。

小中一貫教育について、わかりにくいというお言葉を、昨年開催いたしました小中一貫教育の説明会におきましてもお聞きしております。パワーポイントを使い、視覚を通して説明するよう心がけたところがございますが、小中一貫教育の具体的な推進方針や小中9年間を見通した系統的な学習指導内容等について検討・調整を進めているところであり、その点での説明ができなかったこともわかりにくい要因だったと思っております。

今後における説明等におきましては、要点を的確に捉えた、丁寧でわかりやすい説明に努めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） ありがとうございます。

住民の皆さんが安心感を持てるように、一貫教育の具体的推進方針や系統的な学習指導内容の検討を進めていくとのこと、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、第3問目に入ります。

最後に、教育長は、現時点で仮定として国の制度化に応じて本町が一貫校を設置する場合、小中一貫教育学校か、それとも小中一貫型小中学校のどちらが本町には適しているかと判断されるか、その理由も含めてご答弁をいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） お答え申し上げます。

国の中央教育審議会の答申を踏まえ、制度化を目指す小中一貫教育の制度設計には、議員ご指摘のとおり2つの類型がございます。1に、小中一貫教育学校は、1人の校長のもと、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校と、2に小中一貫型小・中学校は独立した小・中学校が1の小中一貫教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする学校の、2つの形態を示しております。

ご質問の、どちらが本町に適しているかの判断につきましては、非常に難しい判断であり、各関係する会議において、今後の本町の教育環境のあり方等について、住民の皆様や関係機関並びに学校等のご意見を参考にさせていただき、十分な協議・検討を重ねる必要があると考えております。このようなことから、現段階での判断はできない状況

でありますことをご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） ありがとうございます。

現段階での判断は困難であるとのことですが、私は5年間を経過して、経験も積んで、国も制度化を28年には多分するだろうと、そういう事実と、また、平成25年出生の児童数からして一貫教育学校にもっていくのが最良だと信じますし、選択すべきであると思います。

いずれにいたしましても、中1ギャップの解消・緩和を、現場の声をもとに始まったのが一貫教育です。上からの発想ではないと、今までの教育改革とは根本的に異なる成果を得るには、一貫校の目的が先生たちに周知されているか、先生のスキルが十分であるかが求められていると、品川区の前教育長が述べられております。この点を十分に留意していただいて、ご尽力をいただくことを願ひまして、教育関係はこれで終わりにいたします。

次に、産業観光振興に関する質問をいたします。

宇治田原町は日本緑茶発祥の地で、茶の魅力を生かした観光資源の創出という観点から、本格的な茶香服会場の設置を望むところでございます。

御承知のとおり、長い歴史を持つ茶香服は、競技としても十分楽しめる要素を持ち、近年、小学校クラスから老人会に至るまで大会を開くほどの人気がございます。この茶香服を通して、お茶に親しんでもらう機会を提供し、リーフ茶の消費拡大を願うとともに、町外の学校、団体などのお客様を集客することで、お茶の町への訪問者の増加を図る一石二鳥の産業観光振興策であると思います。

近隣市町村においても、茶香服専用の会場施設がない今、そのような施設を設置することが好評を得てヒットするのではないかと考えます。また、運営面についても、茶生産農家並びに販売業者の若手の他に類を見ない茶業青年会のまちおこしパワーをかりれば、理想的な施設になると思います。観光振興計画策定の優先的計画にさせていただきたいと存じますが、いかが判断されるか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） 茶香服は、伝統ある競技として私たちにはなじみのあるものですが、一般の方々には新鮮に感じていただけるようで、茶摘み体験とともに非常に人気がございます。本町特産のお茶の魅力を発信するにはとても重要な資源であり、観光資源の一つとして十分なポテンシャルを持つものと認識しているところでございます。

今後、本町観光振興計画を策定する中で、お茶をテーマに誘客する方策を検討し、茶香服に関する分野についても充実できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） 非常に前向きなご答弁と理解いたしました。

どうか、一日も早く実現できるようお願いを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、内田文夫君の一般質問を終わります。

引き続きまして、4番、安本修君の一般質問を許します。安本君。

○4番（安本 修） 通告に従いまして、一般質問を行います。

私は、鳥獣害被害対策についてお聞きをしてみたいです。

鹿やイノシシ等による被害はますますふえる一方で、対策強化が一層求められているところでもあります。被害の状況についてはどのように把握されているのかお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） 有害鳥獣の被害について、ご答弁を申し上げます。

有害鳥獣による被害は全国的に問題になっているところであり、本町におきましても、有害鳥獣による農林作物の食害被害や、イノシシによる水田畦畔の掘り起こし等の被害が発生しており、中でも鹿による食害が著しく、生育途中の水稻や、昨年7月には定植後間もないキュウリ苗、また一般野菜、茶園の幼木の新芽等についても被害が出ております。

既に、電気柵を設置されている圃場等につきましては、有害鳥獣の侵入を防ぐ意味でも、現在張りめぐらされた電柵の線及びポールを撤去しない指導を進めるほか、町としては宇治田原町有害鳥獣駆除対策協議会において有効な方策を検討し、鳥獣被害防止特別措置法に基づいた国庫補助による電気柵等の設置により有害鳥獣から農作物の被害を防ぐことや、狩猟期以外には、綴喜郡猟友会宇治田原支部を中心とした方々に有害鳥獣駆除にご尽力いただいて捕獲実績を上げていただいているところがございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 電気柵を中心に今被害状況、大変な状況の中で電気柵を中心に対策をしていただいているということなんですけれども、さらなる対策が必要だというふう

に思います。そういう意味では、以前は秋の収穫前だけにそういう電気柵を張ればいいということでしたけれども、この間、春先の田んぼの植えつけ時にも対策が必要やと。主には鹿ですね。今では植えつけ前はもちろんですけれども、野菜の被害対策も含めて一年を通したそういう対策強化が必要やということ、今おっしゃっていただいたとおりなんですけれども、ただ、そこで対策強化としてフェンスを活用した対策についてもモデル的にやってみてはどうかというふうに思うんですけれども、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） 有害鳥獣対策を強化するについては、既に町内において多く設置されてまいりました電気柵等の中にはフェンスも入っております。それをさらなる推進を図るため、補助事業について京都府に要望しているところでございます。

現在、実施しています鳥獣被害防止総合対策による電柵等の国庫補助については、受益戸数の要件等がありますことから、個人が電柵を設置される場合には、農振農用地である場合においては、宇治田原町野生鳥獣被害総合防止施設等設置事業費補助金を平成26年度に創設し、ご活用もいただいております。

今後におきまして、宇治田原町有害鳥獣駆除対策協議会で対策を検討し、綴喜郡猟友会宇治田原支部とともに有害鳥獣の被害を防止する対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 今、この間、掌握させていただいている内容、有害鳥獣の被害、掌握されているについてはかなり大きくなってきていると思いますけれども、ただ、個々の農家の報告、あるいは小づくりだけしておられる住民の方やとか、そういう細々した被害対策、被害状況というのはなかなか掌握し切れていないというふうに考えるわけです。そういう意味では、特にお年寄りの方も含めて、農家の皆さん、小づくりを楽しみにされている方も含めて、住民にとって大変な、今深刻な状況になっているというふうに考えます。

そういう点では、今おっしゃっていただいた内容というのは、やはり農家を中心にして農家の方々が協働してやろうというこういう対策が中心ですけれども、やはりこれについてももっと地域を挙げた形での、私はフェンスと言いましたけれども、いろいろ大変難しい点も出てくるかもしれませんが、クリアしながら、行政が主導しながらそういう対策にぜひ尽力をしていただきたいということを要望して、私の質問を終わり

ます。

○議長（田中 修） これで、安本修君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は3月16日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

本日は長時間大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

散 会 午後 4時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 内 田 文 夫

署 名 議 員 上 林 昌 三